

第七十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第三十三号

(五六四)

昭和四十八年六月十五日(金曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事

大竹 太郎君

谷川 和穂君

古屋 亨君

横山 利秋君

井出 太郎君

松澤 雄藏君

保岡 興治君

沖本 泰幸君

理事 小島 徹三君

理事 福永 健司君

理事 稻葉 誠一君

理事 青柳 盛雄君

住 榮作君

三池 信君

八百板 正君

出席政府委員

法務省民事局長 川島 一郎君

委員外の出席者

法務省民事局長 田邊 明君

大蔵省証券局長 白鳥 正人君

参 考 人 金子佐一郎君

参 考 人 北野 弘久君

参 考 人 川北 博君

参 考 人 木村 清孝君

参 考 人 松本 卓英君

法務委員会調査 室長

委員の異動

六月十五日

山田 太郎君

補欠選任

正木 良明君

第一類第三号

法務委員会議録第三十三号

昭和四十八年六月十五日

同日

辞任

正木 良明君

補欠選任

山田 太郎君

六月十三日

保護司の活動強化に関する諸願外一件(江崎真澄君紹介)(第六九五八号)

同(地崎宇三郎君紹介)(第六九五九号)

同(大久保武雄君紹介)(第七二二一号)

同(辻原弘市君紹介)(第七二二三号)

同外二件(中村梅吉君紹介)(第七二二三号)

出入国法案反対に関する諸願外七件(土井たか子君紹介)(第七〇三五号)

同外二十九件(土井たか子君紹介)(第七二二五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出第一〇三三号)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

○中垣委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上三法律案を一括議題といたします。

本日は、参考人として経済団体連合会経済法規委員長金子佐一郎君、日本大学教授北野弘久君、

日本公認会計士協会副会長川北博君、日本税理士会連合会会長木村清孝君が御出席になつておられます。

この際一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、参考人各位には御多用のところ御出席をいただきましてありがとうございます。当委員会におきましては、商法関係各案につき慎重な審査を行なつておるものでありますが、本日参考人各位の御意見を承りますことは、当委員会の審査に多大の参考になることと思つております。何とぞ参考人各位には忌憚のない御意見を述べたいとお願ひをいたします。

では、まず参考人各位から御意見をお述べいただきます。その後委員の質疑にお答えいただくことといたします。なお、時間の都合上御意見の開陳はお一人十五分以内をお願いいたします。

ではまず金子参考人にお願ひいたします。

○金子参考人 金子でございます。

それでは商法改正案につきまして所見を述べさせていただきます。

株式会社監査制度に関する商法改正案は法務省の法制審議会昭和四十一年暮れから検討を続けてまいつてきておるのでございます。これがようやく八八年ぶりに今回国会に提出されるに至つたような次第でございます。経済界では商法というよりな経済法規は、変遷する経済の実勢に沿ひまして迅速に機敏に改正されるべきものであると考へておるのでございますが、今回の改正が意外に手固まりまして、このようになつておりますために、始終いろいろと支障も生じておるような実情でございます。したがひまして今回の商法改正案が一日も早く国会で可決せられ、施行されることを希望いたしますとともに、引き続き商法改正作業が続けられまして、今日の経済発展に即応した抜本的な株式会社法が将来で上がりますように切望いたしておるような次第でございます。

さて、今回の商法改正案のまず第一点は監査制度の充実強化という点にあるのであります。私どもが適法、正確なる決算案を株主総会に提出しておりますにもかかわらず、みずからこれが正しいものであるというのを力説いたしまして、いわゆる自己証明は証明にあらずということになつておるような感じがいたします。そこで社会的に重要な存在である大会社につきましては、充実強化された監査役、公認会計士の監査証明を付してもらう方が適切であると考えられるのであります。これが株式会社の健全な発展をもたらすものとも考えられるのでございます。従来から株式の公開会社に対しては証券取引法によりまして公認会計士の監査が強制されていたわけでありましたが、これは商法上の監査役や株主総会とは関係がないと申し上げられるような制度になつておるのでございます。これを商法と企業会計原則との一致によりまして、商法監査と証券取引法監査との一元化を果たし、この面の混乱を整理することといたしまして、總會の事前に監査意見を表明することになつておりますので、株主、投資家並びに会社にとりまして、適切な決算・監査制度になるものと期待されておるような次第でございます。

ただし、私どももいたしましては、まず公認会計士の監査対象会社は上場会社などの株式公開会社に限るといふようなことも考えられるのでございますし、また、銀行、保険などのごとく、大蔵省の銀行検査や日銀検査の行き渡つておりますいわゆる免許業には公認会計士監査を強制する必要が一応ないのではないかなども、いろいろ主張いたしたところでありまして、原案を拝見いたしますと、これらの意見はいれられておらないようでございます。

次に、監査制度以外の商法改正問題につきましては、資本の自由化に対処いたしまして、取締役

選任に関する累積投票制度を会社の定款で十分に排除できるようにすること。また、時価転換社債を取締役会の決議のみで発行できるようにすること。さらに、一年決算会社に中間配当を認めること。法定準備金の資本組入れによる有償無償の抱き合わせ増資を認めること。さらに、五年間登記を怠っている会社を休眠会社として整理すること。これらが改正法案に含まれておるのでございます。これらは、経済界の実情に照らしまして、その他の点から見ても、時宜に適した改正であると思ひます。ぜひとも今国会で改正案が実現されることを積極的に望んでおるような次第でございます。

この中で、中間配当につきましては、期首の剰余金の範囲内でのみ中間配当ができることになっておるのでございます。一般的にはこれでよろしいと考えられるのでございますが、電力、民営鉄道、海運等の一部業種におきましては、公共料金抑制などの影響を受けまして、十分な内部留保がないために、中間配当の原資が不足しております。関係上、中間の仮決算利益を中間配当限度に加算することなどの希望が私どもの手元にも出ておるような次第でございますが、これらはこの法案にはいれられておらない次第でございます。

以上、細部の点につきましてはいろいろ問題がないとはいえないのでございますが、全般の大所高所から見まして、私どもは今次の商法改正三法案が、企業の社会的責任を全うする上で適切なものであると思ひます。本委員会におかれましては、御採択を賜わり、これが実施をされますように、切にお願いを申し上げます。存する次第でございます。

以上、私の所見を述べた次第であります。(拍手)

○中垣委員長 次に、北野参考人をお願いいたします。

○北野参考人 日本大学の北野でございます。商法の一部を改正する法律案等につきまして意見を述べようということでありますけれども、私の主たる

る専攻領域は税法でございますので、そういう観点から、重要と思われる幾つかの疑問点だけを申し上げることにいたします。もう一つ、今回の改正案につきましては、評価すべき重要なメリットもございまして、時間の関係上、もっぱら疑問点だけを申し上げるということにしたいと思います。

疑問点は、全体として六つございまして、六つに分けて申し上げたいと思ひます。

まず第一点でございますが、周知のように、今回の監査制度に関する改正というのは、山陽特殊製鋼をはじめとしまして一連の粉飾決算等の統廃が契機となっております。このため改正案では、いろいろな監査役制度の強化に関する提案が行なわれておまして、そのことにつきまして私は私も異論はないのでありますけれども、しかし監査役の身分保障につきましては、改正案はほとんど配慮をしていないのであります。わずかに、監査役というものは、株主総会において選任及び解任について意見を述べることができるといふことであるとか、あるいは監査役の選任決議につきましましては、株主総会に出席を要する株主の有すべき株式の数は、発行済み株式の総数の三分の一未満に下すことはできない、こういう規定があるにどまるとは思ひます。十分な身分保障のない者にいかに権限を付与いたしてもあまり意味はないと考えるのであります。改正案は、はたして粉飾決算等の防止をまじめに考えておるか、私には疑問に思われるのであります。ほんとうに粉飾決算等の防止を考えておるのでありますならば、何ゆえに監査役の身分保障について十分な配慮がなされなかったのだらうかという疑問が生ずるのであります。

大企業のあり方は、従業員であるとか、その家族であるとか、その企業の取引関係者であるとか、あるいは株主等々の多くの人々の生存に影響を与えるのであります。その存在はまさに社会的、公的存在であるといわねばならないと思ひます。それゆえに、その監査役の身分保障を行な

いまして、その監査の徹底を行なうということが必要になってくるのでありますけれども、今回の改正案におきましては、そういう配慮はほとんどなされてないといふことであります。いかに権限を与えても、身分保障のない人に対して、そのような権限は絵にかいたもちになる危険性があるのであります。特に監査役の解任につきましましては、私は少なくとも裁判所の関与するところにすべきであると考えておまして、すなわち、監査役の身分保障をはかるために、裁判所の承認がなければ監査役の解任はできないといふところまで徹底すべきではないか、このように考えるのであります。そして、取締役会に対抗し得るだけの監査役を設けて、そのもとに会計専門家を含む監査の事務機構を常設いたしまして、そのことを法においてコントロールする、こういうことが必要なのではないかと考えるのであります。大企業の監査というものは、そのような常設の監査事務機構によつて常時行なわれなければならないだけの社会的な、公的な理由があると考えるのであります。そういう観点に立つて考えますと、今回の改正案に対しては多くの不満を感じるのであります。

第二点、今回資本金五億円以上の株式会社につきましまして、会計監査人の監査が強制されることになっております。そのこと自体は妥当であると考えますけれども、はたしてこれによつて粉飾決算の防止ができるかどうか、はなはだ疑問であります。なぜかと申しますと、現に、公認会計士の監査を行なっている大会社が粉飾決算を行なっているものであります。中小会社は粉飾決算を行なう必要はありません。もともと中小会社は逆粉飾をするのが考えられませんが、このほうに膨大な権力をもつて行なわれまうところの税務調査によつて阻止されるべき問題であります。ともかく公認会計士が現に監査を行なっている大会社が粉飾決算を行なっているという事実、われわれは注意をする必要があると考えるのであります。これは公認会計士制度というものが本質的に

は自由職業として成り立ちにくい局面を持つていふというふうに考えるからであります。すなわち、まず公認会計士は、税理士と異なりまして、検査官ないしは裁判官の立場にある職業専門家であります。

第二番目に、そのような立場、つまり検査官ないしは裁判官の立場にある公認会計士が、依頼人である被監査会社から報酬をもらつて監査をするといふことは、ある意味では自己矛盾といわねばならないのであります。

第三番目に、加えてまして、わが国の国民性というものは、アメリカなどと違ひまして、きわめてウエットな国民性でありまして、ビジネスと人情を区別するといふことはなかなかできないといふ特殊性がございまして。

第四番目に、十分に監査をするためには、膨大な努力と時間と経費を必要とするのであります。はたして一會計事務所短期間の監査で所期の目的を果たし得るかどうかははなはだ疑問である、このように考えるのであります。

少しでもこの制度の導入を有効ならしめるためには、特例法案におきまして会計監査人の身分保障についても配慮すべきであつたのではないかと考えるのであります。特例法案は、単に会計監査人の選任または解任は、監査役の過半数の同意を得て取締役会において決定すると規定するだけにどまっております。ほんとうに大企業の粉飾決算等を防止するといふのであるならば、ただいま申しましたように、監査役会のもとに公認会計士等の有資格者を社内にかかえ込みまして、その上で常設の監査機構で常時企業の監査を行なう、あるいは民間の特殊法人である会計監査機関といふものをこの機会に設けて、もちろんその会計監査機関を構成するメンバーは、会計専門家を中心として構成するのでありますけれども、そういう特殊法人としての会計監査機関というものを設けて、そこで大企業に対する監査を常時行なうといふ、そこまで徹底する必要があるのではないかと考えるのであります。私は社会的

な、公的な存在である大企業の監査につきましても、ここまで徹底すべきである、そういう時期に
来ておることを考へるのであります。

第三点であります、かりに公認会計士監査を
拡充することとした場合におきましても、何
も商法という基本法の特例法を設ける必要はない
のであります。現在の証券取引法上の監査を決算
前にも行なうという改正を行なえば、十分
に所期の目的が達成できるのであります。基本
法の特例法の設置ということにつきましては、法
律を専攻する者としては、きわめて慎重で
なければならぬと考へるのであります。

第四番目に、今回、親会社の監査役であるいは会
計監査人は、子会社につきましても調査権を有す
ることが規定されております。このような
形であるにしても、商法という基本法が親会
社とか子会社とかいう観念を導入したというこ
とは、きわめて注目すべき事実であります。これが
企業の系列化が基本法レベルで促進されるという
端緒にならないという保障は少しもないのであり
まして、独占禁止法の緩和という形をとらない
で、商法という基本法レベルで企業の実質的な結
合を促進するという契機にならないという保障は
ないのであります。法律上の観点から考へます
と、きわめて注目すべき法観念の導入であると考
へざるを得ないのであります。

なお、これに関連しまして、おそらく連結財務
諸表制度の導入が早かれおそれ行なわれるであ
ろうと思ひますけれども、連結財務諸表制度の導
入自体につきましても、あえて異を唱へる必要は
ないと思ひますけれども、しかしそれがやがて連
結納税申告制度への発展をもたらしことになるの
であります。大企業の租税負担を合法的に軽減
する結果をもたらしことに注意を要するの
であります。むしろ連結財務諸表制度の真のねら
いは、連結納税申告制度の導入にあるのでありま
して、その辺の観点をしっかりと押さえる必要がある
と考へるのであります。さまざまな租税上の特
別措置とは違つた形で、大企業を中心とした企業

の減税が行なわれる、そのしわ寄せがまた大衆に
押し寄せてくるという、そういう結果になります
ので、私としては、特に税法を専攻する者とし
ましては、連結納税申告制度の採用につきまし
ては、きわめて慎重であるべきであると考へるの
であります。

第五番目に、今回商業帳簿の作成に関する規定
の解釈につきましても、公正な会計慣行をしんしゃ
くしなければならぬという規定の導入が予定さ
れております。一般にこういう規定を設けるこ
と自体については異論はございません。ただ、何
が公正な会計慣行であるかについては、判断とし
ないのであります。理論的には必ずしも成文化さ
れませんでした企業会計原則を意味しないと見なければ
ならないと思ひますが、現実には成文化されまし
た企業会計原則がそのきめ手になっていくことは
明らかであります。もしそうであるとするならば、
昭和四十四年の企業会計原則修正案の動向が
ここでも注目されねばならないと考へるのであり
まして、たとえば現行の企業会計原則では、会計
処理の原則及び手続を変更するためには正当な理
由がなければならぬということが明文文化されて
おりますが、修正案では、この「正当な理由」と
いう文言が欠落しておるのであります。企業会計
における期間損益計算思考のかねめともいへば
継続性の原則の緩和は見のがし得ないのでありま
して、このことが今度の商法の改正との関係にお
きまして非常に重要な意味を持つてくる、このよ
うに考へるのであります。

また、商法二百八十七条ノ二の特定引当金につ
きましては、商法学及び会計学の通説は、負債性
引当金に限定して、狭く解釈するという傾向にあ
ります。企業会計原則修正案は、後者の傾向、つ
まり利益性引当金をも特定引当金として公認す
るに至つておるのであります。周知のように、実
務上は現にさまざまな利益性引当金を特定引当金
に含める処理が行なわれておるのであります。実
務上は、それが利益留保性のものでありますして

も、株主総会の承認さえあれば、適法な引当金と
して扱われておるのであります。修正案は、企業
会計理論上とうてい容認できないようなこのよう
な処理を企業会計レベルで公的に承認しようとし
てゐるのであります。こうした修正案がやがて商
法にいう「今回の商法」でありまして、今回の商
法にいう公正な会計慣行としてその法的位置づけ
を与えられることになる危険性があるのであります。

このように見てきますと、会計監査人制度は大
企業の利益操作等を正当化する機能を果たすこと
になるという決意も決して言い過ぎではないのであ
ります。そして、このような商法レベルの考え方
がやがて、ただでさえ不合理性を持つております
ところの現代税法のあり方にも、さまざまな悪影
響をもたらしことになってくるのであります。

第六番目にありますけれども、公認会計士の方
方は、私個人としては、わが国の有数の国家
試験、司法試験に並ぶ高度な国家試験にパスされ
たきわめて見識の高い方々であります。日ごろ
個人的には尊敬申し上げておりますけれども、し
かし制度のたてまえからいまして、公認会計士
は職業会計専門家でありまして、税理士のような
職業税法専門家ではないのであります。また公認
会計士は、先ほど申しましたように、立場として
は検査官に準じ裁判官の立場に立つべきもので
あります。税理士は本来、依頼人でありま
すところの納税者の税法上の権利を税法のワーク
中で擁護すべき職業専門家でありまして、その
意味では税理士の立場は弁護士の立場と同じであ
ります。公認会計士が被監査会社及びその子会社
の監査及び調査を行ない、同時にその子会社
につきましても税理士の仕事をこなすというこ
とが行なわれなくてはなりません。もし、このよう
なことが行なわれれば、単に税理士の職域が狭
まるというばかりではなく、健全な申告納税制
度の展開にとつても見のがし得ない問題を引き起
こすのであります。これは単なる税理士という職

業専門家の職域論の問題ではないのであります。
職業税法専門家としての税理士制度の衰退とい
うものはわが国の申告納税制度の危機をもたらし
ることを意味するのであります。そういう観点から
私としてもこの改正につきましても十分に注意を
払いたいと思ひます。したがって、
百歩譲りまして、今回の会計監査人制度の導入を
容認するといつたとしても、特例法自体におきま
して、会計監査人は被監査会社及び子会社の税理
士業務ができないということ明文文化すべきであ
る、このように考へるのであります。

最後に、今回の措置によりまして、先ほど申し
ましたようにとうてい粉飾決算等の防止はできな
いと考へます。基本法の改正にあつてはよほど
慎重でなければならぬと考へるのであります。
現代における大企業の社会的な、公的な責任を
踏まえまして、商法の抜本的なあり方を考へるこ
とこそ現代に課せられた本委員会の急務であると
信ずるのであります。このような小手先の改正
を急ぐ必要はないと考へるのであります。
御清聴ありがとうございました。(拍手)

○中垣委員長 次に、川北参考人にお願ひいたし
ます。
○川北参考人 日本公認会計士協会の川北博で
ございます。
本日、このような機会を与えられましたことを
心から感謝いたしております。
現在御審議の対象となつております商法改正關
連法案は、昭和四十一年の公認会計士法改正の際
の「政府は公認会計士制度が一層社会の要請に
応ずるために、更に商法、証券取引法、税法、企業
会計原則等について引き続き検討を行い、速やか
に総合的改善を行なうべきである」という衆議院
大蔵委員会附帯決議の精神を継承するものであ
り、企業会計制度並びに株式会社監査制度の充
実発展を希望しております日本公認会計士協会とし
て、賛意を表するものであります。
もとよりこの商法改正関連法案は、大企業の行
動等にきびしい批判がある昨今、わが国経済の基

本的な正義を顯揚し、広く国民の法益を守ること
に主眼があり、公認会計士や監査法人は、法案に
含まれる株式会社監査制度の一翼をになうにすぎ
ません。

しかしながら、特に資本金五億円以上の株式会
社の会計監査人としての責務を負うに至ることを
考慮いたしますとき、それらの会社の株主はもと
より、下請企業者その他の債権者や従業員等の広
般な利害関係者に対する会計情報の真実を保証す
べき商法上の重要な役割りを果たさなければなら
ぬことを光榮に存じますとともに、厳粛な責任を
感ずるものであります。

さて、意見として第一に申し上げたいことは、
事前監査制度についてであります。

今回の改正法案の中で最も社会に寄与するもの
は、いわゆる事前監査制度であらうと思われま
す。証券取引法に定める監査におきましては、あ
る事業年度の有価証券報告書の大蔵大臣に対する
提出期限は、事業年度経過後三カ月以内となつて
おりますが、一方において、通常商法に定める定
時株主総会によつてある事業年度の計算書類が確
定するのは、現行法のもとでは事業年度経過後二
カ月以内であります。したがって通常公認会計
士または監査法人の監査報告書が提出されます
のは定時株主総会における計算書類確定後とな
り、公認会計士または監査法人の監査意見が定時
株主総会に直接影響を及ぼすことなく今日に至
っております。

このような現行制度を改善し、公認会計士監査
を実施あらため、企業財務の公開制度を徹底する
ために、公認会計士等の監査意見が財務諸表の作
成過程で尊重され、それに基づいて証券取引法上
の有価証券報告書が作成されるよう措置すること
が考えられてまいりました。

この事前監査制度の考え方は、法制審議会の審
議に反映することとなり、今日の改正法案上程に
至つたと私は理解しております。

商法の一部を改正する法律案並びに株式会社
の監査等に関する商法の特例に関する法律案の定め

るところによりますと、監査はすべて定時株主総
会開催前に終了し、その監査意見は計算書類の承
認を左右することになり、企業会計の健全化のた
めに大きな効果をもたらすものと思われま
す。こ
のように改善された制度の実運用につきま
しては、私どもも全力をあげて努力し、社会の負担に
こたえたいと存じます。

第二に、商法と証券取引法における会計基準
が一致し、同一の会計基準に従つて監査が行な
れることについて申し上げます。

言ひまでもなく、商法並びに証券取引法に定め
る両監査制度の円滑な実施を期するためには、そ
の前提として、商法と証券取引法との会計基準を
一致させることが必要であります。

顧みますと、昭和二十四年初めて企業会計原則
が設定されて以来、わが国の企業会計の実務は著
しく向上発展を遂げてまいりました。しかしなが
ら指導的規範であるとともに企業会計の実務の中
に慣習として発達したもののなかから一般に公正妥
当と認められるところを要約したものといわれる
企業会計原則と商法の計算規定との間に調整を要
する点があり、その後多年にわたつて調整の努力
が続けられてまいりました。かくして昭和三十八
年の同原則の最終改正までに、大幅に商法上の諸
規定との調整がはかられ、昭和四十四年、企業会
計原則及び同注解の修正案が示されるに至つたこ
とはすでに御承知のとおりであります。

このような経過を経てこのたびの商法改正法案
におきましては、「商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ
解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と
定めて企業会計実務のよりどころを明示され、そ
の他、計算書類の体系や財産評価の原則等につき
適切な改正案が明示されましたことは、帰するこ
ころ監査の円滑な実施を確保するものでありま
す。

公正な会計慣行の樹立のためには、日本公認会
計士協会としましては、鋭意努力を重ねる所存で
ありますが、政府におかれましては、企業会計審

議会の適切な運営等によつて何ぶんの御配慮をお
願ひしたいと存じます。

第三に、会計監査人の選任及び解任について申
し上げます。

資本の額が五億円以上の会社は、その計算書類
について監査役の監査のほか会計監査人の監査を
受けなければならないことが特例法案に定められ
ております。また、会計監査人の資格を「公認会
計士（外国公認会計士を含む）又は監査法人でな
ければならない」と定められております。

このように大会社の監査のための会計監査人の
資格を職業的専門家である公認会計士または監査
法人と明示されましたことは、諸外国の例に照ら
し、国際信用上もまことに適切であると存じま
す。

しかしながら、一たん選任された会計監査人は
「監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議
をもつて解任することができ」とこととなつてい
ますが、被監査会社と十分に調整をはかりつつ会
計監査人が厳正にその職務を執行している場合、
ときとしてその監査意見が会社の意向に沿わぬこ
とを理由として会計監査人解任権を乱用されるこ
とがあれば、せっかくの制度も画餅に帰するおそ
れがあります。

もとより特例法案によれば、会計監査人の解任
及び解任理由を株主総会に報告する義務や、解任
された会計監査人の書面による意見の要旨を株主
総会に報告する義務を取締役に課して、恣意的な
会計監査人の解任を規制しております。もちろん
取締役がこれらの義務に違背すれば、当然取締役
の善管注意義務違反となりますが、要するに商法
における監査制度の社会的意義に照らし、会計監
査人の選任及び解任につきましましては、関係者の慎
重な御配慮をお願い申し上げます。

第四に、会計監査人の独立性と公認会計士法の
一部改正について申し上げます。

特例法案におきましては、会計監査人の資格と
その欠格事項を定めており、また、商法の一部を
改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に

関する法律案によつて公認会計士法の一部改正が
示され、公認会計士及び監査法人の監査業務執行
上の独立性に關連し著しい利害關係について明ら
かにされております。このような欠格事項に著し
い利害關係の規定が定められているのは、公認会
計士等の監査意見の独立性を保持し、監査の公正
を確保するところに目的があります。従来行なわ
れておりました証券取引法に定める監査におきま
しても、公認会計士法や証券取引法及び監査証明省
令において著しい利害關係について規定され、さ
らに日本公認会計士協会の紀律規則による自主規
制が存在しますが、公認会計士の職業上の自覚を
基礎として、これらの法令、規則等は厳格に遵守
され、現在までなんらの問題を生ずることなく、
監査人の独立性は保持されてまいりました。

そもそも監査人は、これらの法令上の規制によ
るまでもなく、精神的独立性を尊重すべきことは
いうまでもありません。日本公認会計士協会では、
今後とも法令を基礎として自主的に厳格な規
制を施行するとともに、監査人としての精神的独
立性の自覚を高揚してまいり所存であります。

しかしながら、関係法律整理法案の定める改正
公認会計士法の委任による政令の御決定につきま
しては、特に監査法人の組織化、監査の国際的普
遍性等につき、格別の御配慮をお願いしたいと存
じます。

現行監査法人に関する省令におきましては、社
員の半数以上の者が公認会計士法に定める業務制
限事由に規定する關係を有する場合を、監査法人
の業務制限事由と定めておりますが、従来支障な
く運用されてまいりましたこの規定の内容を、政
令上でも十分尊重されるようにお願いしたいと存
じます。

監査法人の少数の社員が、一般的な業務制限事
由に該当する事を理由として監査法人全体の業務
を制限することは、監査法人の監査意見形成の独
立性確保のために実益がないのみならず、昭和四
十一年以来監査の組織化を目的として確立されて
きた監査法人の組織をかえつて弱体化し、かつ個

人的犠牲に甘んじ、現行の法令を前提条件として参加した一部の社員の手で安定した職業上の地位を奪うことになり得ます。

特に税理士業務については、租税法主義に基づき中正な業務執行が国際的に常識となっており、米、英、カナダ、西独等の諸外国を見ても、税務が監査業務の独立性を侵害するとして法令規則等によって規制されている例は見られませぬ。このように、現行法令の線まで譲っていることとさへ異例であるにもかかわらず、さらに監査法人の社員半数の基準さえ後退させることがあれば、国際投資関係における将来の重大な支障となるのみならず、わが国の公認会計士ないし監査法人の国際的信用及び競争力に致命的な取返を残すことになり得ます。この政令は、監査業務の公正を確保するため、業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして定められるものでありますので、本来監査人の独立性保持に関係なき事項を、公認会計士と税理士の職域調整上必要であるとして、その範囲を逸脱し、悔いを千載に残すことのないように、衷心よりお願い申し上げます。

第五に、子会社の監査と経理の適正化について申し上げます。

商法改正法案では、いわゆる親会社の監査役の子会社に対する報告徴求権及び調査権について定め、特例法案においても会計監査人の子会社に対する会計に関する報告徴求権及び調査権について定めております。

これとはほぼ同様の規定が証券取引法上の監査について適用されております監査実施規則にございす。すなわち、現行の証券取引法に定める監査において、すでに実施されている制度を商法監査においても適用されることになるわけであり、子会社に対する押し込み販売による利益の架空計上のような、同一企業集団の中での会計上の不正の事例に照らしても、これらの規定が商法上取り上げられたことは、まことに當を得たものと存じます。

しかしながら、より根本的に親子会社間の会計

上の疑義を解決するためには、関係会社間の決算の連結が必要であります。これは諸外国との会計上の調整のためにもぜひ必要でありますので、連結決算の制度化につき今後の御配慮をお願いしたいと存じます。

以上申し上げましたとおり、商法改正関連法案は、わが国の企業会計制度並びに株式会社監査制度を改善する画期的な内容を含んでいるものと理解しております。おりしも資本市場の国際化時代を迎えておりますとき、企業会計制度並びに監査制度の充実、国際信用上も緊急に必要であります。外国企業がわが国で資本を調達する場合、相互の会計制度や監査制度が高い次元で調和がとれていなければ、国際資本の流動の保障は望むべくもないことはいふまでもありません。

また、権威ある監査によって裏づけられた正しい企業会計情報、広く利害関係者の利益の調和のための資料となることはもちろん、商社その他のいわゆる大会社の公益上の責任が社会問題となっていることを考えますと、会計監査と業務監査の緊密な連繫が必要であることも当然であり、時機を失することなく、緊急にこの関連法案の成立のために御尽力願いたいと存じます。

以上をもつて私の陳述を終わります。ありがとうございます。○中垣委員長 次に木村参考人をお願いいたします。

○木村参考人 御指名をいただきました日本税理士会連合会会長の木村清孝でございます。

商法改正など三法案に反対の立場にありますが本会に、意見を述べる機会を与えていただきましたことは、まことにありがとうございます。厚く感謝申し上げます。

ただいまから日本税理士業界を代表いたしました、かねてから商法改正につきましてわが会が主張したしております要点を申し上げます。

山陽特殊鋼事件に端を発しました粉飾決算は、はしくわが国の企業の実態をあらわさにし

たものであります。このことは、商法に定める株式会社各機関が有効に機能しなかつた欠陥からでございまして、商法改正の動機となつたものと思われまふ。そして、この段階において、民事局参事官室試案が、各界の意見を求める形で出され、本会は、監査役の権限と機能強化の措置を講ずることは、基本的にその必要性を認めました上、さらに次の問題提起をいたしておるのであります。

大会社の特例につきましては、商法が株式会社の基本法であるとのためから、むしろ証券取引法の強化、改善など、他の特別法をもつて解決されるように意見を申し上げ、中小会社に対しては、特別な措置として弾力性ある御配慮をいただくよう具申いたしましたわけでございます。本来、株式会社における公的、私的任務は、公正な会計慣行による財務を投資家のみならず債権者、従業員ひいては社会一般に責任を負うものでありまして、あらためて会社のあり方が注目されることになつたのであります。

続きまして、昭和四十四年七月に法制審議会商法部会から株式会社監査制度改正要綱案が発表されましたが、この段階におきまして、会計監査人制度の商法への導入という基本的な要綱案が策定され、わが税理士会は十分に検討いたしました結果、機関決定をもつて絶対反対という立場を宣明いたしますとともに、関係御当局に対しまして再度にわたり意見書を提出いたしました次第でございます。すなわち、企業の系列化に伴う親子会社の問題、取締役の責任と取締役会の権限、企業会計原則の後退、中小会社に対する圧迫が生じ、職業会計人の職域における問題となり、全面的に反対を宣明いたしました次第でございます。

次に、本改正案の矛盾点を列挙、指摘いたしましたと思ひます。

第一に、特例法による会計監査人は、取締役会により選任または解任され、また被監査会社から報酬を受けるなど、制度的欠陥を有しておりますので、完全な独立性を保つことが困難であり、こ

の意味において公正な監査を期待することはむずかしいものと判断されるのであります。

第二に、証取監査と商法監査の一元化にあつて、著しく企業会計原則を後退させたことが指摘されます。ことに継続性の原則については粉飾に、また特定引当金については逆粉飾に利用された事例が多いのでありますが、今回の企業会計原則の修正によって、いずれも骨抜きとなつてゐることは、改正案がねらいとしてゐる粉飾決算の防止に逆行するのではないかと考えられるのであります。

第三に、親会社の子会社に対する立ち入り調査権は、子会社の独立性を阻害しないという保証はなく、問題があると考えられます。

第四に、今回の改正案は当初の案に比し、取締役解任のための株主総会招集権など、監査役の権限強化に関する措置が大幅に削減されておること、この法案の意図する監査制度の改善の趣旨に沿わないものと考えられます。

第五に、粉飾決算の行為者は取締役であります。この取締役の粉飾決算の場合における損害賠償責任の規定が明確でないことが指摘されます。粉飾決算防止のためには、取締役の損害賠償責任を明確に規定すべきであります。

第六に、改正案の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とありますが、すべての商人に複式簿記による記帳を強制するものと解されますが、零細企業に複式簿記の記帳義務をせよといふことは、過重な負担となることは明らかで、適当でないと考えられるのであります。

第七に、改正案は資本金五億円以上、五億円未満、一億円以下と、資本金別により監査制度を異にして適用することとしておりますが、基本法のたてまえから、このような資本の大小により三本立ての監査制度を適用しなければならぬことは妥当ではないと考えられます。

今日、法人税法上の税務計算は、確定した決算書類、すなわち、財務書表にのっとりまして課税

所得を把握するたてまえでありまして、公正な会計慣行から導かれる財務諸表の作成から税務書類が作成され、税務代理を一貫してつかさどるのが税理士の現実の姿であります。

このような税理士の立場から、商法改正につきましては、単に公認会計士との職域の問題にとどまらず、外部監査人たる公認会計士の独立性、第三者性をゆがめることに深い憂慮を表明いたし、すとともに、このような監査制度の改正だけによつては粉飾決算の防止には役立たないことを主張いたしたのでございます。特に大会社と中小会社の区別を商法の体系に取り込むことは是非、あるいは監査役の権限と地位の保障とが大きく後退いたしている問題など、商法上の重要な改正点につきましては、諸先生の英邁なる御判断にまづはかたがたでございます。

公認会計士制度が真に公益または投資家保護のために役立つためには、その業務が公正に行なわれ、権威と信頼を高める上で障害となるものがみじんもあつてはならないと念願するものであります。かりに一步を譲りまして、監査会計の専門家としての知識を商法の上に活用するをいたした場合には、監査役制度の補完的機能を發揮していただくことにならうかと考えるのでございまして、その限りにおきましては、税理士が取締役会の税務補完機能を持ち、また会社の税務代理にならうという立場とは、おのずから異なるものでありまして、このことは原告または被告の代理人である弁護士が公正な鑑定人たり得ない立場にある法理とも同様と考へて差しつかえないと思つてございまして。

しかしながら、多くの公認会計士が税理士業務を行なつております現状におきましては、厳格かつ明確な業務執行上規制があつてしかるべしと存するのでございまして、いやくも企業との癒着を指導されることのない一線を画するため、法文上の明確な規定がなされますよう提言いたす次第でございます。

そこで、現行の特別利害関係は、財務諸表の監査証明に關する大蔵省令におきまして定めていたものであります。今回の関係法律の整理等に關する法律案におきましては、そのうち、公認会計士法に新たに業務の公正を確保するため、業務の制限をすることが必要かつ適當である場合に政令で定めることができるとし、二つの監査証明を橋渡しの移行させるお考えのようでございますが、監査目的、性格の違つたものを即移行することの無理を指摘いたしたのでございます。

そうならばなおさらのこと、商法の特例法による監査は、証取法の監査を厳正強化することによつてよかつたのではないだらうかと思つてございまして。

さらにまた、監査に当たつた監査の基準までも調整を要することになります。また、公認会計士制度の時代逆行ともなりかねないのでございまして。

そこで、私どもは次の諸条件が満たされない限り、今次の監査制度改正を含む会計監査人制度に反対の立場を堅持せざるを得ないことを重ねて申し上げるほかでございます。

すなわち、第一には、税理士業務が商法特例法に明記されることでありまして、

第二には、監査法人の社員の一人といふことも、被監査会社に対して税理士業務を行なつていられる場合においては、特別利害関係に該當する旨を政令において明らかにされたいことでありまして、

第三には、監査の補助者たる公認会計士、会計士補及び税理士の被監査会社との税理士業務の排除であります。

以上をもちまして意見を終わらせていただきます。最後に、商法上の大会社、中小会社という区分いかに問はず、税理士法に定める税理士業務は、特別な場合を除き、税理士会に入会している税理士だけが業として行なえる分野でありまして、大会社から税理士がその業務を締め出さ

れ、中小会社のみに閉じ込められてしまふような結果を招きかねないこのたびの会計監査人制度の導入は、日本の申告納税制度にも重大な影響を及ぼす結果となることを懸念するものであります。

何とぞ、諸先生の御賢察を租税制度の上からも御留意賜りますようお願い申し上げます。意見の陳述を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○中垣委員長 これにて参考人の意見の開陳は終りました。

○中垣委員長 引き続き質疑に入ります。申し出が

ありますので、順次これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 時間がございせんので、各参考人の方々に簡単に一、二お聞きしたいと思ひま

す。

第一に金子参考人にお伺いをいたしたいと思ひ

ますが、御承知のように、今度の監査制度の強化、一口に言へば監査役の権限が強化されるという

ことになるわけでありまして、この委員会にお

いてもいろいろいままでの質問において議論になつたわけでありまして、そういったことと、監査役というものは取締役以上の事業に対して意見を

持つていなければいけないのではないかと。しかし、変な話であります。いままでの実情からい

たしますと、ともすればまあ監査役というものは、何といひますか、それほどのそういう立場に

法律としてはそれなりの立場を、意義を持つものであります。現状につきましては、いろいろと問題は、御指摘のような遺憾な点が多々あると、

私自身が率直にそう思つてございまして。今回の監査制度の改正につきまして、これを強化するとい

うことになりました。やはりすべては人の當を得なければ運用がうまくいかなければならない

という御懸念も、私自身も同様に考へる次第では

ございまして、しかしながら、これだけの法律、

各企業におきまして、現にそういうような、これ

れがもしも通つたならばというより動きといひ

ます。すなわち、いままでの会計監査にとどまら

ず、あわせて業務監査を行なえるような人、こ

うことになりました。おのずからそれにはそ

れだけの力量、手腕と申します。ただ、だんだんとい

ます。すなわち、いままでの会計監査にとどまら

ず、あわせて業務監査を行なえるような人、こ

うことになりました。おのずからそれにはそ

述べて、その半端経験者の意見を聴取するというよりな一つの考え方がおのずから監査役自身に起こってくるのではないかと思ふのでございます。かてて加えまして、一面におきまして、会計監査には公認会計士、すなわち監査法人の監査と意見を調整して総会に臨むということになりますならば、これ自体につきましても、このスタッフを使いまして公認会計士の監査と協力いたしましてこの問題を解決していく以外にないと思ふのでございます。いま全く御指摘のとおり、かかる法律の運用というものにつきましては、やはりほんとうに人を得るということが一番の問題であると存するのでございますが、それにつきましては、いまのような一つの考え方を持った当たる以外にはないと思ふ。ただ、大会社といわれるような五億円以上の会社におきまして、今回のこの監査制度がかりに法律化しましたならば、おそらくこれに対応するような動きを見せるというような機運が出てくることだけは申し上げられると思ふのでございます。

以上、一応お答え申し上げます。

○大竹委員 いま一点お伺いをいたします。中間配当の問題でございますが、御意見の中で、電力とか民鉄その他、公共料金として押えられておつて内部留保の十分でない会社については云々というお話がたしかあったかと思ふ。大部分の大会社は、御承知のように大抵二年配当をしておりますが、この電力、民鉄というよりなものは、いまのお話であれであります。そのほかの二期配当をしております大会社は、大体この中間配当の制度をとるというふうに考へてよろしうございませうか。

○金子参考人 お答え申し上げます。いまお話をいたしました会社のお答えの前に一応申し上げますと、九つの電力会社の中では大体七社でございます。それから海運の中間六社につきましては、これは全部だと存じます。それから民営鉄道では、大手で十六社中二社程度でございます。これらの会社が若干、いろいろその中間配

当については、この法律だけを適用される場合には中間配当が容易でないというようにお申し出ておられるのでございます。しかしながら、これらの業種以外の会社でございますれば、特別の新股になつた会社とかあるいはいままで配当をいたさなかつたような、内部保留のないような会社ばかりに復配するというような場合においては特別な支障が出ないとは言えないのでございます。一般的には御心配は絶対ないと思ふのでございます。

特にいままで一年決算で、一年一回配当していったという会社は、御承知のとおり非常に多いのでございます。ただ、大会社におきましては、中間配当と申すのではなくて、年に二回決算をやりまして、総会を開き、配当をやっております会社が多いという事実はございませう。これらは今後そういう会社がどうしてもできないということであるならば、従来どおり一年決算で一年配当をするか、あるいは半年で配当が——もしも希望であれば総会を開いて、現行法に従つて配当はできるのでございます。その辺の運用をその会社において行なうか、あるいは法律においてそれをできやすくするかというだけにかかつてお存じなすので、それによつて六カ月配当がでないというところは全く違う問題でございます。

○大竹委員 まだいろいろお聞きしたいことがあるのでありますが、それではほかの参考人に移りたいと思ひます。

次に、北野参考人にお伺いをいたしたいと思ひます。

御意見の中で監査役の身分保障というものを確立しなければ、真の監査役の機能というものは発揮できないのではないかと御意見がございませう。その中で監査役の解任に裁判所を参加させるといふ点、参考と申しますか、という御意見があつたかと思ひます。たしか解任というおことばをお使いになりましたから、いわゆる選任ではないのであつて、今度は任期二年になります。二年の間に取締役がこの監査役は不都合

だというやうなことで、臨時総会でも開いて、そこで解任をするというやうな場合をおさしにしたのではないかとおもうわけでありませう。二年で任期が切れて、いままでの人をやめさせて、新しく選任するやうな場合も含みになるのか、任期の途中において解任をするやうな場合に、裁判所を参加させるという御意見なのか。そしてまた、これは実問題として非常に言うことは簡単であります。私が、私は相当むずかしいだらうと思ひますが、その辺について……。

○北野参考人 お答えいたします。先ほども大竹さんから御指摘がありました。大企業の監査役には特に従来にも増して見識のある人を入れる必要があるとおっしゃいましたが、私も同感でありまして、ただ、見識のある人を入れるにしても、身分保障がなければ十分にやれませんので、今日われわれが裁判官を非常に尊敬いたしますのは、裁判官は憲法上身分保障があつて、原告、被告とは違つて立場に立つて、第三者の立場に立つて判断できるという、その裁判官の判断に信頼を置くからであります。

それと同じやうなことは、大企業に対しても行なわれるべきであるというのが私の問題意識にあるわけでありまして、大企業は、今日では単なる「個人」企業ではなくて、つまり、私的企業ではなくて、社会的な存在である。中小企業も社会的な存在でありますけれども、大企業は特に大きな影響をもたります存在であります。その大企業の監査役というものは、裁判官に準ずるやうな社会的尊敬を受けるやうなそういう人物を備へて、しかもその身分保障を行なうということでありませう。先ほど私が申し上げましたのはそういう観点からでありまして、もちろん二年たつたら、任期が切れたからおしまいだ、そういう意味での裁判所の介入ではなくて、元来原則としてよほど不適格である、不都合があるというこゝでなければ任期を更新する。そういう前提で、つまり再任を原則とするという前提に立ちまして、その上

でその監査役を任期途中あるいは任期が来た場合においても再任しないという、その二つの場合におきまして裁判所の公正な判断を受ける、そこまで徹底する必要があるのではないかとおもう。で申し上げたのであります。

それから最後の御質問の点であります。大企業については決して非実践的な議論ではない、可能である。資本金を限りませんとそれほど多くの会社は日本にはございせんので、大企業につきましては、そういうふうに裁判所が介入を行なうということは決して不可能ではない。そこまで今度の商法改正で行なう必要があつたのではないかと、このように考えるわけでありませう。

○大竹委員 まだ相当議論の余地はあると思ひますが、時間がございせんので、いま一問だけお聞きしたいと思ひます。

結論として、こんな程度の改正をしても粉飾決算がなくなつてよという御意見だつたらうと思ひます。私も実はそう思ひます。ただ、これだけいろいろなことをやれば、私は少なからず粉飾決算はますますよくなるであらうと思ふ。ふうに思ふのであります。その点についても全然いままでと同じことで、少しも減りもしなければ、いままでどおりとお考えになるか。

○北野参考人 お答えいたします。それは非常に重要な問題でありまして、今後の情勢分析の問題になつてきますが、ただ私の従来の二十年間の税法及び税務行政の実際の研究の経験から申しまして、必ずしも樂觀はできないというこゝであります。しかし公認会計士の諸先生方あるいは大企業の経営者の方々が、良識を持って少しでもこの商法改正の意図するところを實現しようという努力をされれば、あるいは現在よりも改善されるかと思ひますけれども、しかしそれはなかなかむずかしいのでありまして、あまり期待できない。むしろ法制的には先ほど申し上げたやうに、企業会計原則の最近の動向を見ますと、粉飾決算あるいは逆粉飾決算と呼ばれるやうな企業の利益操作、最終的には企業の租税回避に

つながってきまされども、そういうことを職業会計人である公認会計士の方が結果的にはオーソライズする、そういう危険性すら予測されるのでありまして、これは少しでも税法だとか税務行政の実態を研究された方であればわかることである。ただ商法の規定をいかに読んだってわからないことでありまして、日本の商法学者はこういった問題についてあまり発言しないのは、おそらくそういった問題についての経験が十分ないのじゃないかと思ひますけれども、少しでも日本の税法あるいは税務行政の実態についての研究に経験をお持ちの方であれば容易に理解できることだと思ひますので、おことはでありますけれども、私はあまり樂觀できないのではないかと、このように考へておるのであります。

○大竹委員 次、時間もございせんから川北参考人、木村参考人に一問ずつお聞きいたしたいと思ひます。

まず川北参考人にお聞きしたいのであります。御承知のように山陽特殊鋼のようなああいう事件があつて、商法改正のような問題が出てきたわけでありまして、御承知のようにあの山陽特殊鋼の場合においても、公認会計士がちゃんと監査をした上でああ問題が起きたという事も御承知だろふと思ひますし、いままた北野参考人から私の質問に對してお聞きのようなお答えがございました。

そういういたしますと、いろいろ規定上の問題があると思ひますけれども、やはり基本とすれば、もちろん会社の取締役、監査役のいわゆる社会的責任の自覚というものは必要でありますけれども、やはりこの問題、ほんとうに終局的な効果あらしめるためには公認会計士の責任の自覚の問題というよりなところでもくるような気がするわけでございます。そういう面においてやはりいろいろことを機会にいたしまして、公認会計士さんのほうにおいても協会その他においてもいろいろお考えになつてゐる面があるのじゃないかと思ひますが、直接法律の改正には関係ないことかもしれ

ませんけれども、やはり私は一番大事な問題ではないかと思ひますので、公認会計士協会の副会長さんでもいられるわけでございますので、その点についてお聞かせおきいたしたいと思ひます。

○川北参考人 御趣旨のほうはよく私も自覚をしておるつもりでございます。過去、粉飾の事例等ございまして、公認会計士の監査をしてゐる会社でそういうことがあつたという事は、たいへん申しわけないことであると思つておりますが、これは全体から見ればごく少数の事例であるといふこと。それからその後、それらの問題を先例として、私どものほうで研修その他を通じて十分会員に、今後そのようなことのないような体制を固めておりますので、商法改正の機会にさらにそのように会員の自覚の徹底をはかりたいと思ひておる次第でございます。たいへんありがたう御指摘でございますので、また私ども規律委員会というのがございまして、内部におきましても、外部に對して少しでも疑義のある監査のないように十分気をつけておるつもりでございます。御趣旨のほど今後ともよく体して会員に徹底させたいと思つております。

○大竹委員 次に木村参考人にお聞きいたしたいと思ひますが、ちよつと順序が逆のようになつてしまつたわけでありまして、やはり公認会計士さんのことに關係する問題で、御意見の中で、いわゆる公認会計士というものは被監査会社に從属をしてゐるから、それではほんとうの監査はできないのじゃないかという御意見がまず最初にあつたわけですが、実は私も委員会においても、非常にそれが問題になつたわけでございます。この問題は北野参考人にもお聞きしたいと思つたのであります。時間もございせんから、あれしてしまつたんですが、最後に木村参考人から、それなら一体さああたりどういうようになつたにすれば被監査会社から、独立といひますか、ことばによれば從属しないので済むか、これはちよつとやさつとで私なかなかできないと思ひますが、さしあたりせめてこれくらいのことをして

らしいのじゃないかという御意見がございましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○木村参考人 お答えいたします。一例を申し上げますと、社団法人のようなものでもございまして、それから監査費用を出すというふうなことにしていただくか、あるいはまた国家から出していただくというふうなことにいたしましたらいかがであらうかと考へております。

○大竹委員 それでは質問を終わります。

○中垣委員長 次に横山利秋君。

○横山委員 時間がございせんからたいへん失礼な質問ばかりになると思ひますけれども、各参考人にはあらかじめお許しを願ひたいと思ひます。

まず金子さんにお伺ひするのですが、経団連としては一体ほんとうはどう考へるかということなのであります。この間、経団連のかんりの責任者の方にお会いをいたしまして、ざつとばらんのところどうなんだといつて聞きました。そうしたら、おっしゃることは巨大なマンモス会社を公認会計士が監査することは實際的に真の効果があるか多大の疑問がある、財界の一部では、公認会計士の監査は明白で無用かつ実効はないけれども、法律の定めであり、かつ社会的信用を得る手段として甘受してゐるのだ、これが偏らぬところですよ、しかも経団連としては商法で直してもらいたうところがまだたくさんある、実はそこを直してもらふためにはどうしても、法務省がまずこれが第一段階だから、これをやらなければあつた仕事ができせんやないといわれるので、それならしよるがない、こういうことだとおっしゃつてゐるのですが、かなり公開の場です。私が思うに、粉飾決算が発見点なんです、最近の粉飾決算の傾向を見ますとそんなにふえてはいないのです。社会的にも批判がありまして、公認会計士の皆さんもわりあい自己の中で問題が起るのを避けられてまじめにやつておられる。むしろいま大企業で問題になつてゐるのは、粉飾決算よりも

最近の株価操作であり、買ひ占めであり、売り惜しみであり、土地のばく大な買ひ占めであり、独占価格のつり上げであり、政治献金である。それがきのうの経団連と革新十八団体との懇談になつておるのも、粉飾決算はその大きな中の一つにしかすぎなくて、むしろこの大企業のあり方といふところに問題の焦点が移つてゐる。一番最初は確かに粉飾決算でした。いまはそうなくなつてゐない。その中のわずかの少い部分が粉飾決算ではないか、しかもその粉飾決算について先ほど私が御紹介した、名前言つてもいいんですけど、あまりその人に迷惑がかつてもいいけないので言ひませんけれども、それが偏らぬ気持ちだといふことをおっしゃるのですが、どうなんですか。この商法に對するほんとうの考へ方は、こちらで粉飾決算がなくなつたとおっしゃるわけでもあるまいに、それは悪いことじゃないからいいことなんだけれども、本来の粉飾決算がこれでなくなることはまさかおっしゃるまい。それよりもつと別なところに問題の所在が變つてゐる。その別な問題の所在を解決するのが、いま国家の大企業に与えられてゐる社会的命題ではないか、こういうことなのであります。これは遠慮なく言つていただかぬと、くつと裏から足をかくようなことでは困る。

○金子参考人 お答え申し上げます。遠慮なく申し上げて監査をされる、あるいはその監査の構成がきびしくなるといふようなことは、被監査会社の立場といたしましては、おそらくほんとうにこれを喜んでゐるというものを御期待になつても無理だといふように思ひます。これはだれに聞きましたも、つと厳重に監査するんだ、調べるんだといふことになつた場合に、その気持ちとしては私はそこにあると存じます。しかしながら、私どもの企業の社会的責任とかまたそれだから、経営者のトップにある者がそういうすべての経営が不合理性になり、あるいは信憑性を失ふといふことを喜んでおる者はだれもおられません。したがつて最近のように、企業の社会的責任、さつきも先生がお触れになりました他の問題

もあわせて強く要求されているときでございます。この監査制度がさらに一そう合理化し、きびしくなることにつきましては、それが世論であるということになります。経団連全体といたしまして、いままでずいぶん審議を重ねて、先ほど申し上げたとおり今日まで八年間も経過をたどっておりますので、結論的には、積極的にこれを受け入れようという心組みになっておることだけはまた事実でございます。

それです。この監査制度とかあるいは公認会計士制度に対して、これは人間のやることでございますので、完ぺきであるかどうかということについては、私は御議論は尽きないと思うのでございます。しかしながら私は、警察制度というものがあつて、それがどんなに強化されてもやはり犯罪というものは出てくるのではないかと、このことを思うのでございます。そしてその制度がよりきびしくなればその数は減ってくるということも、私はいえるのではないかと存じます。そこで、この制度が適用され、監査役と公認会計士が意見調整してこの問題に当たるということになりますれば、おのずから企業の内情も正されるのでありましようし、また現実においてその監査の目的は十分に達せられるのではないかと、こういうふうに私は大きく期待いたしておるのでございます。したがって現時点において、いろいろ他の問題の御指摘がございましたが、それはそれなりにまた別途に御考慮願うことは必要と存じますけれども、それがゆえにこの監査制度が意味がないものであり、また効果がないとお考えになるならば、それは大きな誤りである。これだけ問題を強化してまいりますれば、それなりの効果はあると私は思うのでございます。

なお、仰せのごとく現在、財界あげまして、まだこれから商法の改正をお願いしたいということとはたくさんございます。たとえば焦眉の問題といたしましては、マイクログラフ写真やコンピュータの記録等を帳簿として認めてもらいたい、こういうことをはじめ幾つかの——あげますれば時

間がございませんで省略いたしますが、たくさん事項を持っておるので、これらは、これらの問題を片づけていただきました上において次々とお取り上げ願うものと思つております。

ただ先ほどお話しのとおり、これを通さなければ、これに賛成しなければあとのものはやりませんよという法務省の御意見があるがときと、これは絶対にございせん。私は、いままで長い間の御交渉過程において一回もそういうことをおっしゃった、またそういう雰囲気を出されたこともないことをつけ加えまして、私のお答えいたします。

○横山委員 川北さんにまたいやな質問をいたします。

おっしゃったように、身分保障を確立してくれという点は私も全く同感なんです。身分保障を確立してくれ、おれがまじめにやっていると首切られちゃう困るということなんです。その根本問題として、とにかく被監査会社から報酬をもらつてその被監査会社の恥部をえぐり出す。ことは適当でないかもしれないが、結局そういうことになる。そういうところのいまの日本における監査制度の本質的、根本的矛盾があると思う。そこで、大竹さんも質問したようにワンクッション置いたらどうか。それが監査法人ということにもなる。けれどもそれをもつてしてもまだ、個人の公認会計士もいらつしやるし、そういう点についてはなかなかぬぐい切れないものがある。それは歴史と伝統があり各国の状況もあることはよくわかつていますけれども、要するに税理士さんは法律のワケ内で納税者の依頼を受けて金をもらつて税務代理行為をする。公認会計士は、その会社から金をもらつてその会社の悪いところをさがす。まあ、これは適当じゃありませんけれども、結局はそういうことになる。そこがどうしても割り切れない。だから、このところが解決しなければ公正なものではないのではないかと。どうしても人間は人情というものがそこに働く。それはもうしろうとが一番最初に気がつく根本的な

命題であると思う。それをどう思うかというのが一つです。

それからもう一つは、まあ、こんなことを聞いてたいへん恐縮でございますけれども、たとえば新日鉄のようなマンモス会社も公認会計士監査法人がおそくやつていらつしやると思つておりますが、何人かかつて延べ日数何日かかつて、それで新日鉄のすべてが知り得るかどうかというものがしろうとの私の疑問なんです。ほんとにそこがやり得るためには一体どうあるべきかというところなんです。私は、いまの公認会計士の皆さんがほんとに誠実にやるとするならば、いたずらに公認会計士ができる会社をふやすことをもつて多とせず、もっと少ない巨大資本を相手に社会的責任を持つて、そして国民なり多数の株主の利益を代表して集中的に深く広くそこをやるべきではなからうか、こういうことを私は考えるのであります。いかがでございますでしょうか。

○川北参考人 まず第一点の問題についてでございますが、公認会計士の身分保障に關連をしまして、この契約関係ないしは報酬を受け取る關係をどういうぐあいに律したらよろしいかという点につきましては、われわれの会員の内部からもそういう疑問が出てまして、長い間検討をされてきたこととでございます。

まず報酬について申し上げますと、これはアメリカの判例にもございまして、報酬は会計士の専門的能力と実務経験とを必要とするその会計士の業務に対して支払われるものであつて、会計士個人または会計事務所が支払われるものではないという考え方が大体世界の公認会計士の常識になつていようでございます。しかしながら仰せのようない般的な疑問が出てまいりますので、報酬の受け取り方あるいは契約の方法につきまして、たとえば公認会計士協会が一括してその任に当たつたらどうかあるいは国がそれに参画したらどうかというような考え方が従来出てまいりまして、それに対して考えられてまいりましたこと、検討されてまいりましたことを申し上げます。

まず、会計士協会あるいは何らかの機関で一括してこの契約關係を処理するとすれば、第一番目に、その中で派遣する監査人をどうしてきめるか。あらためて能力テストをするのかあるいは順番によるのかというふうな非常にむずかしい問題が出てまいりました。

第二番目には、かりにその監査資格者をそこで選んだとしても、だれを専任者としてだれをその補助者とすべきかというふうな、その監査団の編成に非常に難点があるというものが第二のむずかしい点でございます。

第三点といたしましては、今度は監査をされるほうの会社のお立場をよく考えてみますと、監査人の立場になる会計士と被監査会社との信頼關係と申しますか、台所のすみずみまで見せるわけでございますから、その信頼關係というのをどう律するか。全体の中から一方的に選んだ監査人との間にそういう信頼關係を直ちにこしらえていくことに非常にむずかしい点があるか、こう思われるわけでございます。

それから第四点といたしまして、もしそういう一括受託機關あるいは報酬受領機關を置きますと、非常に官僚的監査の色彩を帯びる傾向が強いか。まあ官僚制制のなというところはちよつとおかしいかと思うのですが、そういう色彩の監査になりますと、かく監査というものが形式的に走りやすい。

まあ、こういう点が従来考慮されてまいりまして、非常にむずかしい。現在世界で一応通用しております個々の監査人あるいは公認会計士または監査法人が個々の責任において監査を受託し、またその監査業務に対して正当な報酬を受け取つていくいまのやり方というものがどうもいたし方ない現状ではないか。またそれにかわる方法というのはなかなか見つけがたいというのが現在の状態でございます。

第二番目の問題点でございますが、非常に大きな会社に対して監査を深く、内容を豊富にやつたらどうかという御質問でございます。また

被監査会社の数がふえていくよりも現在あるものの深度を深くしろ、こういうことでございませうが、端的に申し上げまして商法監査によってそうたくさんさんの会社がふえるわけではございません。しかしながらその巨大な会社に対して監査を充実しなければいけないという御趣旨は十分私も理解をしております。この解決につきましては監査の組織化をはかるということ以外にないと思っております。そのために監査法人の制度ができ、また会計士協会内部におきまして単独監査よりも共同監査、共同監査よりもさらに共同事務所での監査、共同事務所での監査よりもさらに組織化した監査法人による監査というふうなことで監査の組織化をはかつてそして御期待にこたえていくということにまとめておるわけでありませう。また必ずしもこの巨大な会社の会計を間違いないで見ることが仕事でございまして、これは技術的に十分可能であるということをはつきり申し上げたいと思っております。

○横山委員 次に、北野参考人にお伺いをいたしたいと思ひます。

この間の本委員会では企業会計原則がずいぶん論争の焦点になりました。もうすでに御存じのように、企業会計原則は法律に基づかないで企業会計審議会というところがあるわけでございまして、大蔵大臣がいいだろうということになればそれで実行されるということなのであります。ところが企業会計原則のいま問題になっておりますのは継続性の原則であります。この企業会計原則が変わることにによりまして税ががらりと変わるわけですね。先般問題になりましたのは、国際的なドル問題を通じてA会社がこういう方法、B会社が違った方法、C会社がまた違った方法をとってもそれは主税局長としてはいい方ではないという言い方をいたしました。そして法務省でありましたか、公正な原則によってやっておりますと見る、統一的な原則でやっておりますと見る、こういう見方なっております。主税局長はいい方がない、適当と

必ずしも言わなかったですね。私もとしては租税法主義の原則に基づけばそういう企業会計原則が変更し、あるいは解釈が動くことによって納税者の損益がずいぶん動いて税収が違ふ。そしてA会社は得し、B会社は別な方法をもつてまた得をしておるといふことは適当でないといふことを強く主張しておるのであります。どういふふうにお考えでしょうかというのが第一。

それから、北野さんは税法専門家でありませう。いかにかと思ひますが、もう一つの論点は、いまこの商法の審査にあつた企業とは一体何だということがずいぶん議論をされました。近代社会における企業といふものは利潤追求の機構として商法が定めておるのであるけれども、それだけではないのかどうか。言うならば社会的責任といふものが当然のことであるにいまや天の性格といふものをうたうべきである、こういう意見がきかれて強いのであります。この点についてどうお考えでございませうか。

○北野参考人 お答えいたします。

最初の問題は、企業会計原則をめぐる問題であります。これは税法上は法人税法の二十二条をめぐる問題になってくるのであります。日本の法人税法では御承知のように一般に認められた企業会計の考え方と違ったことを特に税法に規定する必要がある場合に特段の規定を設けるといふことになっておりました。法人税法二十三条以下の規定であるとかあるいは措置法上の規定といふのはそういうものとして理解されておるのであります。そうしますと、税法に特に規定がなければ、法人税法上の所得の概念といふのは一般に認められた企業会計の考え方から出てくることになりまして、そのことを法人税法二十二条四項が確認しておるといふことになってくるわけでありませう。一応たまたま資産であるとか固定資産の問題につきましても、御承知のように会計処理の方法について変更する場合にはあらかじめ税務署長の承認を受けようという規定がございま

すけれども、どういふ基準で承認を与えるかといふことについては規定がない、そういう形では企業会計の慣行といふものがほとんど成熟するひまがないくらいでありまして、何が企業会計の慣行なのか、何が一般に認められた企業会計の慣行なのかといふようなことがわからないわけでありませう。結局、税務行政の実態におきましては、国税庁の通達の見解が現実には企業会計の慣行であるとかあるいは成文化された例の小さな「企業会計原則」といふ文書あるいは今回出てお

りますような「修正案」といふものがやがて確定しますと、それが企業会計の慣行であるといふ形になっておそれる実務が運用されると思ひますけれども、そうなりますと御指摘のように税法に特に規定がなければということになっておりました。特に規定があれば別ですが、なければ結局は企業会計原則の修正案のようなあいつところまでいっておるような事柄が税務上も入ってくる。税務行政の実態におきましてそういうものが尊重されるという結果になっていきます。そうなりますと、継続性の原則などがゆがめられていきます。と、企業利益の操作、法人税の課税物件といふのは各事業年度の所得が課税物件でありますけれども、ですからある所得がいつの事業年度の所得であるかということが非常に重要な問題になってきます。その法人税の期間課税としての課税物件をめぐる一連の考え方といふものは今回の企業会計原則の修正の動きであるとか、あるいは商法の公正な会計慣行といふ文言の導入によりまして、大きくくずれてくるのでありまして、結局大蔵省主税局をはじめとする税法立案当局がよほどしつかりしなければ、そういう経済界あるいは企業会計原則の修正あるいはそういう方面の動向いかんといふものが税金のあり方に影響を与えるといふことになりまして、結局その企業の利益操作的な形でなれまします。いろいろな会計処理を課税の面でも承認せざるを得なくなってくるということになってきますので、われわれとしましてはよほ

ど警戒をする必要があると思ひますけれども、いづれにしてもおっしゃるような懸念があるといふことは否定できないのでありまして、今回の商法改正の旨点であらうと私は老えておるのであります。

それから、第二番目の問題でありますけれども、企業はいろいろな性格のものであるかといふことであります。これはおっしゃる通りに今日の企業は特に巨大企業は公的な社会的な存在であるといふことで、国家に準ずるものとして考えられるべきである。そのことはもちろん商法の基本法の規定の上ではつきりと規定するといふことが必要であります。そしてその一環として、私が先ほど申しましたように監査役といふものはまさにそういう企業の公的な存在を担保するバックボーンと申しますかケルンでありますので、よほど監査役の身分保障を考え、監査役であるといふだけで最高裁判所の判事に匹敵するくらいの社会的尊敬を受けるという、そこまではやはり育成をすべきであります。そのためには取締役会に対抗するようないくつかの監督機構を設ける。その監督機構の中に公認会計士が入ってくる。私は公認会計士といふものは先ほどから出ておりますように、自由職業として制度的には成り立たないといふふうに考へております。特に日本では成り立たないといふふうに考へておりますので、横山先生御指摘のようないくつかの疑問が素朴な疑問として国民にあるわけでありませう。どんなに優秀な公認会計士でありましても、人からお金をもらって悪口を言わざるを得ない。しかもどんなに調べても新日鉄のよう

な大きな会社の実態はわかるはずありません。おそろしくわかるはずはないわけ、税務官庁もわからぬのであります。あれほど膨大な権力を持つておる税務官庁ですら何十日調査してもわからないといふような実態でありまして、いわんや一公認会計士がいかに優秀であつてもわかるはずがないといふふうに私は考へるのであります。これはもう常識だと思ひますけれども。

ですから、そういうことを考えますと、やはり巨大企業につきましては民間の会計検査院、今日日本の会計検査院はあまり信用できませんが、しかし、ないよりましでありませうけれども、巨大企業に對しましては、社会的な公的存在でありませうので、国民的なコンセンサスのもとで何と申しませう民間の会計検査院というものを、そこへ公認会計士の方が入っていく。公認会計士は一種の特殊法人のメンバーである。社会的には判事と同じ、あるいは判事に準ずるようなそういう地位を与える。決して国家だけから金をもらってやるのではなくて、被監査会社からも特殊法人であるその会がもらいまして、その上でやっていく。自由職業として認めない。一種の公的な準公務員と申しますか、そういう地位において公認会計士の方がその専門的な知識を活用する、そこまではないければ企業、特に巨大企業の社会的な公的存在に對して国民にこたえることはできないのではないかと考えるのであります。

なお本委員会におきまして先回の記録をちょっと見ておりましたら、盛んに法人擬制説であるとか、法人実在説という議論が出ております。あれは税制にも非常に關係があるのですけれども、この機会に申し上げておきますが、ああいう議論は今日ナンセンスでありまして、ナンセンスと申しますのは、だれも新日鉄のようなものは株主と同じであるとは考えてないのであります。企業というものは社会的な独自の存在であることは自明であります。

なお税制の面で法人擬制説ということばをよくいいますけれども、これは大蔵省の主税局の翻訳が誤りであります。大蔵省主税局ですが、昭和二十四年に戦後の混乱期でまだ学問の発達してなかった時代でやむを得ないとは思いますが、シャープ勧告のインパーソナルエンティティというところを擬制説の擬人ということばで公式訳をした關係上、法律學を専門にやつた大蔵省の方々は法人擬制説であるというふりにとりまして、自らをういつたことばの使い方がわが国の税制

の研究の面で使われておりますけれども、ことは約束の問題でありますけれども、決してシャープは民法の法人の本質論で議論されるような、そういう法人擬制説ということばで言つたのではなくて、課税理論上、所得課税におきまして、インカムタックスにおきまして法人というものを株主とは別個の課税単位として認めるべきであるかどうかという観点から議論したのであります。そういふ意味で法人というものは本来的な課税単位にならないんだということばで言つたのであります。シャープの言つておるインパーソナルエンティティということばはあたりまえのこと、パーソナルというものは個人という意味でありますから、インは否定でありますから、インパーソナルエンティティというものは非個人的な存在である、非人格的存在であるというあたりまえのことを言つたのであります。決して法律學で論議して

おりますような法人擬制説ということばで言つたのではないということばをこの機会に申し上げておきます。そういう意味からいいますと、あまりこういった議論は意味がない。私が申し上げたいのは、横山さんと同じような意見でありまして、やはり巨大企業の今日の責任を痛感した場合には、このような商法改正をやつてもその責任が果たせない。むしろもっと強力なコントロールを加えるような、国民が巨大企業を監視するといふ、そのための制度的な保障をするといふことが現代商法に課された課題ではないかと考えるのであります。このような小手先の立法では何もかも解決しないと考えるのであります。

○横山委員 木村参考人にまたたいへん恐縮でございますが、質問をいたします。

要するに、政府はこう言ひるのであります。今度の商法で公認会計士さんに税務をやつておる人を監査のほうへ追い出すのであるから、むしろ税理士さんの職域拡大になるのだ、決して税理士さんの職域の侵害にはならぬのだ、どうしてわかつてもらえぬだろうかと言わねばなりませんか。私も私どもとしては公認会計士が本来の公認会計

士の仕事をしてもらう、税理士が本来の税務代理行為の仕事をしてもらう、その交通整理をなるべくくまなくやりたいものだ、こういうふうに考へておるわけでありませうが、なぜ一体政府がむしろ税理士さんの職域拡大になるのだという理論と税理士会が職域の圧縮になるのだ、どこでかみ合わないのかという点について御説明をいただきたい。ほかにもたくさんございませうけれども、時間の關係上、これだけひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○木村参考人 お答え申し上げます。

ただいま公認会計士のほうは公認会計士として今度監査に専念する、したがつてわれわれの職域は増加するのではなからうかというようになことを政府で言われているということばでございませうが、私も私は決してさうには考えないのでございませう。

またあるいは今度の規定では五億円以上の大会社に適用するのであるから、いわゆる私どもの職域を侵害されるとしても、それはわずかな数ではないかというようになことでございませうけれども、私も私はさつき参考人の方から仰せになりましたように、その職責がいわゆる取締役の補助の職業でありますと同時に、会社の代理人として税務の代理あるいは書類作成等をやつておるのでございませうが、公認会計士もわれわれと同様の税理士の業務をやれるということになつておりますので、現在の事情といたしましては、大会社のほとんど大部分に公認会計士の方も税理士の業務を兼務してやつておられますし、また私もそのほか大きい会社になりますと、税理士の業務もやつておるわけでございます。したがつて、これが今度できました法律によりまして公認会計士の方々が全然タッチしないのだというようになことは私も私どもは、かよう考えますので、ぜひ特例法でその被監査会社を監査していらつしやいます公認会計士の方々は、個人であれ、法人であれぜひ税理士業務はしないようにしていただきたいというように法律で明記していただきたい、こう申

し上げておりました、私も私も自身をいたしましては、私どもの職業は絶対にふえない、やはり向こうが監査されました会社は当然われわれから離れていくのではなからうか、こういうふうに考へております。

○横山委員 時間がございませうけれども、大事な点でございませうから、もう一問それに触れて質問したいと思ひますけれども、個人の公認会計士は今度監査と税務と両方はできないといふことになつておるわけですね。それから監査法人は被監査会社に対して別々の公認会計士であるならば監査と税務が両方できる、こういう一般解を政府はしておるわけですね。そこで、問題になりますのは、先ほどお話があつたように、監査法人であつても監査と税務代理行為はできないといふふうにしてくれという御要求が出ておるわけですね。そこで税理士会と公認会計士会に、どれくらいいそれはあるんでしようか、実在しますかと言ひましたら、両会ともそんなにはありませんといふお話のようです。現実にはそんなにはありませんといふお話のようです。そんなにはないならそう両会とも固執をなさいますかというふうには一応申し上げた。ところが、どうもそれに固執をされるのは、両会ともいまはさうであるけれども将来はふえる、こういう判断、展望を持つていらつしやるからと私は思ひます。その判断、展望がどうして働くかといひますと、いま木村さんのおつしやるように、いかぬといつても被監査会社と公認会計士とで信頼感、なじんでおるんだからまあまあということになる。だから法律がよほど明確にさうしてなければ、それは争ひの種になる、大体さういふふうには私は理解できるのであります。その点、時間がございませう、たいへん恐縮でございませうが、簡潔に両会から御意見を伺ひたい。

○委員長退席、大竹委員長代理着席

○川北参考人 お答えいたします。

この問題は非常に重要な問題でございませうので、先ほど陳述の際にも申し上げましたとおり、

ますこの税理士業務、税務というのが公認会計士の監査人たる立場における独立性に關係のあることかどうかが第一に考えられなければならないと思います。先ほど申し上げましたとおり、私も監査意見の独立性を保つためにこの税務というのは別段の影響がない、つまり独立性は税務に關係しない事項であるという国際的な考え方を私も持っております。

そこで、そうなりますと、この利害關係における税理士業務というのはこれは長年友好団体でございまして税理士会のほうとの一つの調整問題としてのものと考え方が残ってくるわけでございしますが、それにつきましては私もつきり申し上げまして国際的に卑屈な立場になりたくない。

〔大竹委員長代理退席、委員長着席〕

どこの国でも公認会計士が当然認められている状況に私たちもありたいということでございます。まあ基本的にはそういう考え方がございまして、監査人そのものが現行法令のもとにおいて個人の場合には当然やらないわけで、監査法人の省令におけるところの例の二分の一基準だけがここで問題になっているわけでございまして。そこで監査法人そのものとしてはこれは税務は当然やれないわけで、たまたま監査法人の社員が個人として税理士であった場合の話でございます。これは当然税理士としての話でございますので、先ほど来申し上げました現行法令の前提に立つて考えますと、この姿というものは別段変えていただきたくない、今後さらに発展的にどうこうという気持ちは毛頭ございせんが、現行の姿というものはどうか残していただきたいというのが私のもの偽らざるお願いでございます。

○木村参考人 お答え申し上げます。

ただいまの御質問で、私どもの会は何か五億円以上の大会社にはあまり關係していないと、だれが申したか私も存じませんが、はつきりした統計はまだ私も確認しておりませんけれども、先刻答弁申し上げましたように公認会計士の方のうち約二千七百人くらいが税理士業を兼任し

ていらつしゃいまして、そういう方はほとんどいていいほど税理士の収入も相当あると私は考えております。したがって少なくともそういう方の、まあ二千七百人とは申しませんが、大多数の方々が税理士業務をやっているの、かよう考えております。ただ、はつきりした統計を確認いたしておりますので、はなはだ答弁に力がないことを残念に思っておりますが、先般大蔵省から発表されましたその件数とは私どもの実感といたしましてはだいぶ隔たりがあるものだ、かよう考えております。

○横山委員 たいへん恐縮ですが、時間がありませんので、この辺で……

○中垣委員長 次に、青柳盛雄君。

○青柳委員 北野さんにお尋ねをいたしたいと思うのですが、親子会社——子会社というのが今度商法の中に導入されてくる結果、独禁法体系などに対する影響もあるというお話もありましたが、それもあるんお尋ねしたいと思っておりますけれども、時間が一人二十分ということに制限されておりますので、私の質問時間をなるべく短くしてお答えしていただく時間を長くするため簡単に申し上げますけれども、連結財務諸表制度というのが実は法務委員会にはなじまないことばなんです。これは大蔵委員会の人でしたら非常にわかりが早いのだらうと思えます。したがってこの商法の改正を担当している法務省もあまりよくわかっていないようなんです。私も、これが導入されてきて連結財務諸表制度というふうなものに発展していくというところになった結果が民主的な納税制度である申告納税制度に重大な影響を及ぼすのではなからうかというふうなお話を先ほど承りました、何ぶんしろうとでございまして少しわかりやすく、こういう商法の体系の結果として及ぼす影響についてお聞きをいたしたいと思えます。

○北野参考人 お答えをいたします。

非常に重要な問題でありまして、青柳先生は法学の専門家でもありますので、私お答えする必要があると思えますけれども、問題がきわめて会

計学に關係する問題でもありますのでお答え申し上げます。

連結財務諸表という制度は、御承知かと思えますけれども、法的には独立した企業ではありませんけれども、経済的には一体である、実質的には同じであるという、そういう個別企業間におきましての財務諸表を一本にする、そういう制度であります。つまり日本の法制は各企業ごとに別個の人格を与えておりますけれども、その各別個の人格を持った企業が実は経済的には同じものである、一体である。そういう経済的実態に着目してでき上がつている制度でありますけれども、そういう結合企業全体の財政状態あるいは経営成績を総合的に表示する。そのためには各企業ごとの個別財務諸表ではいけないのであって、経済的に一体になったそういう複数の企業の財務諸表を統合した形の連結財務諸表をつくる必要があるのだということが経済界からもいわれておるのであります。そのことによって投資家その他の利害關係者に対して、個別財務諸表では得られないような財務情報を提供することができると。この点は私は十分に認めていいと思えますけれども、……

それから第二番目に、支配会社の経営者に対して、つまり親会社でなければ、親会社の経営者に対して、多数の従属会社、子会社に關する経営管理上の必要な財務情報を提供する。つまりマネージメントに必要な情報を十分に提供する。そういう意味で経営の合理化、管理の上におきまして望ましいメリットがあるということがいわれております。

第三番目に、支配従属關係にある会社の会計士監査というものを完全にするための手段として連結財務諸表制度というものが十分に機能するのだというふうなことがいわれております。つまり親会社と子会社と非常に關係が深いものですから、親会社だけの財務諸表を見てはだめだ、全体を総合した形で見なければ、親会社のほうの監査も十分でない。こういう三つのメリットがあるといわれておりまして、一般的には私は賛成なん

ですが——実はこれは経済界、先ほど横山さんもおっしゃったのですが、私のほうに尊敬できるある経団連の友だちから聞いたのでありますし、また公式の専門誌の座談会にも述べられたことであります。けれども、経済界のほうとのねらいはそういう連結財務諸表制度をつくることではないのです、少なくとも日本では。そういう面もあるかもしれませんが、大部分はそうではないのであります、非常にめんどうなんです。たいへんな手数料がかかる。ほんとうのねらいは税金を安くすることでありまして。

たとえば親会社が子会社に物を売りますと、現在の法制では売り上げになりますね。それが売り上げにならなくなるわけです。あるいは逆に申し上げますと、子会社の欠損でも親会社が相殺いたしますので、親会社の税金を安くするという形で、巨大企業、特に系列企業のような実態を持っている場合にはほんとうに税法上受ける「利益」が大きく、つまり課税上の「恩典」というものが大きく出てくるわけであります。連結財務諸表制度のほんとうのねらいは、連結納税申告制度の獲得にあるということがおそろし経済界の偽らない声だと思えます。そういうことが行なわれてきますと、わが国の企業税制の根本に關する問題でありまして、現在は法人格ごとに課税する、法人格ごとに別個の課税単位を持つておるという前提で法制はでき上がつております。先ほどのシャープの議論は一応別として、法制上はそうでありまして、法人税というものは個別の法人格ごとに課税していくという仕組みになっているのですが、その仕組みが崩壊する。その結果は何千億、予測はできませんけれども、たいへんな税収を失うのであります。そのしわ寄せがまたわれわれサラリーマンであるとか中小零細企業の大衆課税につながってくるということになりますし、いずれにしても、そういうことについて十分に警戒すべきである。つまり連結納税申告制度の導入というのは形を変えた企業減税であります。租税特別措置という特定の納税者の税金を安くするという

特別減免の形をとらない新たな企業減税の方法でありまして、その利益を受けるのは中小零細企業ではなくて、巨大企業である、そういうことになってきます。

そういうことが今度の商法改正でもさらに促進されるでありまして、それから親会社、子会社という觀念、戦後の一連の経済民主化の法思想から見ますと、たいへんな抵抗を感じしめるような、親会社と子会社という觀念自体を、商法という基本法レベルで導入したということはさまたま、今後の諸法の改正に大きな影響を与えていくであろう。これは経済民主化に逆行するような方向に走らないとも限らない、その端緒を基本法で示しておけるといことは、私は別な観点から注目すべきだろと思う。

○青柳委員 北野先生ばかりにお尋ねして申しわけないのですが、何ぶんにもいま税金の問題が出てまいりましたので、引き続きお尋ねをいたしますけれども、企業会計原則の修正案というのは昭和四十四年の何月かに出されて、この案というのが、商法の改正が成立するならば案でなくなるというふうにいわれております。その中で継続の原則とかいふものが事実上廃止されるにひとしいとお話は先ほど承りました。

それから引き当てる金の問題がやはり商法の前回の改正ともからめて大つびらになってくるのではないかと。そうすると、引き当てる金あるいは準備金、いろいろの原則上の変更によりまして、やはり税金を免れるような結果になるのじゃないかというところが、私ももう少しわからぬような気がするのですけれども、その点もうちよつと詳しくお話ししたいと思ひます。

○北野参考人 回答いたします。

これは非常に重要な問題でありまして、おそれく今度の商法改正でも一番大事な問題であります。日本の商法学者はどういうわけか、これは従来の法学教育のあり方にも関係しているのですけれども、ほとんど会計学を知らない方が多いわけでありまして、わからないというよりも知らない

で商法を研究する、これは最近では不可能だと私は思ひますが、どういふわけか全く会計学のわからない多くの人が商法の研究を行なつておるといふ事態になっております。つまり企業会計で一番大事な会計原則は、現在の企業会計原則というのには御承知かと思ひますが、幾つかのプリンシプルを掲げておりますが、その一番大事なものは継続性の原則でありまして、今日の企業会計というのは企業の財産計算にあるのではない。企業の期間中において生じた成果の計算にあるのだ。そういう成果計算思考とかあるいは損益計算思考と申しますけれども、そういう現在の企業会計における損益計算思考の最もかなめになる原則が継続性の原則でありまして、この原則を不十分なものにしますと、すべての会計原則といふものは崩壊する、なきがごとき存在になってくるのであります。

そういう意味で今度の会計原則の修正案といふものが、修正案でなくて修正になりますと、たいへんな問題をもたらすことになってくるわけでありまして、それがまた税法の改正にあるいは税務行政の実務に大きな影響を与える。つまり企業の利益操作といふものを課税の面でも容認せざるを得なくなつてくるのであります。法人税といふのは期間課税でありますので、期間課税のプリンシプルといふものは、この原則の崩壊によつて崩壊してしまふという危険性があります。

それから特定引当金の問題でありますけれども、これは当時できたときは商法学界あるいは会計学界の通説は、先ほど申しましたように負債性引当金に限定して考えるべきであるということを書いておりましたが、現実には利益性引当金を含めて行なわれております。そしてそのことを公的に承認するような形で企業会計原則の修正案ができておりました。つまり会計理論から認められないような利益性の引当金——引当金ではないのですけれども、あえて引当金といふことは使つてゐるのですが、利益性引当金といふものを承認する。そしてそれが商法のほうにはね返つて

きますので、そうしますと税法と商法の調整といふことを盛んに従来から言つてきておりましたが、もし商法のほうでそういう利益性引当金を否定するといふ考え方が支配的であつた場合には、税法の改正におきましても控へ目にやるわけですが、それもそれが今後大つびらに出てくる。いままで以上に大つびらになってくるといふふうになつてしまつて、商法のあり方といふものが歯どめの役割りを果たさなくなつてくるといふふうになりまして、巨大企業を中心とした企業のいろいろな準備金であるとか引当金といった合法的な税の軽減措置といふものがさらに拡大する傾向が強くなる、そのしわ寄せがまた大衆課税の形で出てくるといふことになりまして、その影響たるやはかり知れないものがあるといふふうに私は考へております。

○青柳委員 時間が迫つてまいりましたので木村さんにお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、どうも公認会計士さんが税理士業務ができるという法制になつてゐるようでございます。これは登録を認めさせれば税理士になれるといふ何か資格を持つておられるようでございますので、登録して公認会計士と二枚鑑札で税務のほうの業務もやる。この前ちよつと大蔵省の人がこの委員会です統計的に説明しておりましたけれども、相当数の方が両方やつておられる。したがつて、先ほどから会計監査人になるんだつたら税務はその会社に関する限りしないといふことではなければ、ここが混乱してしまふといふお話がありまして、政令の中でその点は監査法人でも、その中の法人の中の社員の一入でも、被監査会社の税務をやつてはいかぬ。要するに一体となつて監査をやつてゐる中の一部分の者は、これと切り離してその被監査会社の税務をやるといふのは正しくないといふお考えのようなお話が先ほどありましたので、その点が先ほどの川北さんのほうでは、せいぜい半分のところまでおいてもらわなければ困るのだ、本来ならば会計監査と税務とは国際的に見ても何ら矛盾するものではない、だからそれに制限

を加えられるのは不服なだけども、やむを得ず半分だ、こういうようなお話でありました。これはまづこころから対立をしてゐるような感じがいたします。

そこで、大体会計監査といふ業務と税務といふ業務が矛盾しないのかどうなのかといふ点、基本問題で大論争になつてしまふわけでありまして、どうも一方は第三者的な立場であり、それから税務のほうはその代理といふ形なんで、これはいかに何と中正とかいふことばを使つてみても、納税者の立場とそれから税金を取る者の立場とは利害が対立するわけでありまして、その間に立つといふようなことは考えられない。したがつて、間に立つといふ機関がもしありとするならばそれはまた別であつて、徴税官とそれから納税者の間はやはり利害相反する立場でありますから、これを第三者的なものといふふうに見ることはできないと思ひます。したがつて、私はこういう矛盾したものをつつの人格が兼ね備へるということにこそ最も制度的に問題があるのではないかと、そういうふうにお考へてゐるのですが、この点は税理士会の方では、何か歴史的に公認会計士といふのに税理士となる資格を付与しておくことはやむを得ないといふふうにお考へ、それも永久にそれであつていいと考へておられるかどうか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○木村参考人 回答申し上げます。

前段の御質問は、まことに仰せのとおりでございます。私も私どもといたしましては、まあ現在の法律では中正な立場においてと言つてありますので、ほんとうの意味から申しますと、そのとおりには動かなければならぬと思ひますけれども、ただいまお話がございましたように納税者の方々から報酬もいただいておりますので、やはり私どもとしては納税者のいわゆる弁護人なり、あるいはまたその、何と申しますか保護的立場に立ちまして、租税に対する納税者の権利の擁護にとめなければならぬと、かように考へます。それがほんとうの私どもの職責だ、こう考へており

ますので、私もその点におきましてはぜひ法律を変えていただきたい、かように存じまして、ただいま税理士法の改正につきましてそのことを強く関係御当局に陳情をし建議いたしている次第でございます。

○青柳委員 川北さんに最後にお尋ねいたします。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

先ほどからお聞きしております、やはり矛盾しないようなお考えのようでありませうけれども、これはどこまで行っても矛盾するのじゃないでしょうか。第三者の立場で監査するというのと、それから納税者の利益を代表するという立場とは、観念的には何も脱税を代理するわけじゃないんだから同じなんだと言えりませうけれども、全く第三者の監査をする場合と、それから納税者の利益を守るために、徴税権力と抗争するといふいささかとはは激しいのですけれども、必ず対立するわけですから、そこで調整する機関はまた別に考えなければいけないことで、決してなれ合つてはいけないうことだと思つて、ね。だから両立するのだというところはちよつと無理じゃないか。ただ日本の現状からいって、会計士さんに税理士さんになる資格を付与してあるというものが過渡的にあるにすぎないといふことではないかと思つて、この点いかがでしょうか。

○川北参考人 仰せの問題点は二つあるわけでありまして、まず第一点が両立をしない、利害関係に当たるという点で、第二点は公認会計士は税理士の資格を持つことは不自然だといふ問題であらうかと思つて。

まず第一点につきましては、税法はもとより租税法主義に基づくものでございますから、税理士なり何なりの税務監査に対する態度も当然その税法の解釈のワクの中で行なわれるわけでございます。

〔大竹委員長代理退席、委員長着席〕

したがしまして、特にその国の調査権との間で攻

撃、防御といふような性格のものとは違ふのではないかと私も考えておりまして、租税法に定めるところのものをそのまま税務の執行に取り上げていくといふことにおいては、何ら公認会計士の独立性といふか監査意見を曲げる、そういうものは存在しないといふことは考えておるわけでございます。しかも監査の担当者、監査法人の場合でも監査に関与する直接の担当者は、これは当然いまままでの状態でも税理士業務を行なつておりません。そしてそういうことを通じて、いまままでトラベルがあつて私どもの耳に入つたという事例をまことに寡聞にして私知らないわけでございます。いままで問題にならなかつたことを、あまりここで問題にされるのがどうも奇異に感ずるわけでございます。

第二点の、税理士の資格を公認会計士が当然持つことについての問題点について申し上げます。

公認会計士は、御存じのとおり、第二次試験を受けた後には会計士補になります。それから三年間のインターンの期間がございまして、その中にはもちろん税法に対する教育も十分に受けるわけでございます。それから、税法を含めた会計実務の試験を第三次試験の中で取り上げられております。したがしまして、このインターンの期間あるいは第三次試験におきまして税務についてのテストは当然行なわれるわけで、また日常の仕事を通じてこの三年間に十分に訓練をされる。したがしまして、この税理士業務あるいは公認会計士の業務といふのは、これは国民の立場から理解されなければならぬと思つておりますが、納税者の便宜といふことを考えますと、公認会計士で税理士になつた人たちの国民に対する、納税者に対して寄与する点はいままで十分あつたかと思つて、国民の立場からすればこの制度をいまにわかになくするといふ理論的根拠はないように思われる次第でございます。

○青柳委員 終わります。

○中垣委員長 次に、沖本泰幸君。

○沖本委員 私の時間だいぶ切れ込んでしまひまして、お伺ひしたいと思つたこともさきの先生方の質問で大体出てきたわけで、重複するのを避けまされども、しろうと的な立場から一番いま問題になつてゐることについてお伺ひしたいと思ひます。

金子参考人にお伺ひしたいのですが、新聞とか一般で問題になつておりますし、また最近経団連の会長のところから十八団体の団体がいろいろ現在の状況で、政治的な問題、経済的な問題で申し入れにいつたことがあるわけですね。その点についてあまりかみ合なかつたという新聞記事を読んだわけですが、法務大臣もこの監査制度について十分人を得なければできないんだといふことをおっしゃつておるわけですね。そういう観点から考えて最近の、以前からの問題でもあるわけですが、株主総会なり、いろいろな会社の業務の内容について、最近では売り惜しみあるいは買占め、そういうふうな企業のあり方について国民全体が批判の目を向けてゐるわけですね。

これはある週刊誌ですけれども、この中でも麒麟麦酒と豊年製油の株主総会の内容が書いてあります。この中で「どんな企業でも一定の条件をもつ以上、年に一回、乃至二回のこうした株主総会をやらなければならぬ。いわば、一種の企業儀式といつたものであらう。」

この株主総会はその実体が案外に理解されてないのが実情である。そこで本誌では今後、株主総会の実態をあきらかにしていくことにした。この述べながら、一本の株主総会は大株主間によつて、その大半が決定されるのが現状であるが、しかし、それでもなお、一定の条件下における儀式を、茶番劇よろしく展開しなければならぬのである。この茶番劇を担当するのが世間でいう総会屋であり、特殊な小型株主紳士の登壇といふことになるわけだ。人によつては、なんともバカバカしい沙汰の限りともいふやうが、それはともかくとして」と、こういうことで麒麟麦酒、これは十五分で議事を終えてゐるわけですね。こういうこと

ですね。ここに出てゐます豊年製油は二十五分です。この中では特にいろいろな点で報告がないといふことで、すいぶん利潤を上げておるのに配当が全然ないじゃないかといふ点で株主が食い下がつておるけれども、そういうものを全部はすしてしまつて二十五分間で総会が終わつてゐる、こういうことがあるわけですね。これはもう一般の事柄であるといふことが出てゐるわけですね。

この間の新聞では、警察庁がいわゆる商法を適用して贈賄罪で摘発した問題が出てきております。それについても、これは一部であつて、という点が出ておるわけですね。一部であるといふことを警視庁がちゃんといつてゐるわけですね。そうすると一部でない問題が数多くあるといふことが言えるわけなんですけれども、こうなつてくると、こういう内容を考へていくと、これと買占めや売り惜しみ、こういう内容といふことになる。現在の企業のモラルといふものがどこにあるのかといふことになつてくると、この商法、こんなにつくつたつて何にもならぬ。これは北野先生がおっしゃつておるようなことは初步的なことで考えられるわけなんですけれども、あなたは経団連の代表としてここへお臨みですから、そういう代表の立場から専門的な、きよは商法の一部改正といふ内容で参考人としてお越しになつてゐるわけですから、現在の各企業のこういう内容については十分御存じのはずなんです。特に大きい企業の内容については御存じなんですけれども、そういう中であつて、現状とどういふふうないま一連の大きな問題がマスコミに取り上げられてゐる状況をあわせごらんになつて、このままではいかぬか、それではよくないか、たぶんよくないか、とお答えが出るはずなんです。よくないかは今後どうなさつていくか。そういう企業のモラルを一応企業側の代表としてお答えになつていただかなければ、この法律何にもならぬといふことになるわけですね。その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○金子参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘の總會あるいはまた企業自体が持つモラルの問題、それと商法改正の問題、これとがどのような関連が結局的にあるかという点にもなるかと存するのでございます。これを分けてお答え申し上げます。

この總會のあり方の問題につきましては、私は前々から、実情として遺憾だと思っております。何となれば總會には株主が出て来られて、そして筋の通った質問をし、また経営者はこれに答えるという筋合いの基本的な考え方だと思っております。しかしながら今日の株主の数というものは、もちろん万をもつて数える会社もございまして、少なくとも百、千をもつて数えるような会社が多数あるものでございまして、特にこの問題は大企業を御指摘だと思っております。いろいろな角度からこの会社に対する御判断をなされ、大部分は委任状という制度によって議決権の大部分がゆだねられているのが現実でございます。したがって、總會へ出ていろいろ心配であるから会社の内容を聞かなければならないという特殊な立場におありになる方々、また心配ならばふだんから会社はこういう問題に対して御質問があればお答えをするような用意も法律的にも私はあると思っております。したがって、總會というもののこのような状態においていろいろ御指摘がありました問題について、私もよく存じております。またそれはほんとうに遺憾だと存じておる者の一人でございます。しかしその總會自体がそれならば無意味のものであるかという、それなりにまた現行法においては大事な役割を持つておるのでございます。おそらく経営者はあのような公開の席上において、対株主——その株主がどうい実情にある方であらうとも対決をいたしましてお話をするという機会は、年に一回ない二回しかないでございます。しかもそれとらばはらにありません全株主には、決算報告書案その他を全部お送りしてあるわけでございます。したがって、こ

れは公にされておりました、私は、總會の席上だけに限られた問題ではない、その裏には、全株主に對して会社はすでに決算をして、こういうような状況である、これに對して賛否いかんというところで、御出席がなければ委任状をちょうだいするという点にもはつきりしておるわけでございます。しかも、会社の幹部といたしましては、總會に臨む場合におきましては、非常に緊張した気持ちであることは、私は事実だと思っております。そしてまた、これを世論の十分な御批判をいただくように、新聞にも公示いたします。また、雑誌その他においても、その決算内容はきびしい批判を受けておるような実情でございます。したがって、總會自体が開かれておる会場の雰囲気というものは、私は遺憾だと存じます。しかし、總會そのもののあり方、そのあるという点、これが機会に会社が、全株主あるいは對社会的にすべての問題を公開しておるということについては、私は、一つの考え方といたしましては、その使命を全うしておるのではないかと、このように思っております。ただ、先生のおっしゃる通りに、現在の總會のあり方というものをだけを取り上げますれば、いろいろと言いたいことは私自身にもあるのでございます。

そこで、これをもしもさらに改善するとするならば、どういやり方をやるかという、これは、今日の監査制度におきまして、いろいろ御指摘がありますような問題があるだけに、若干將來の問題とは存じますが、もしもそういうほんとうに形式的であり無意味なものであるならば、取締役會に、この会社の決算の報告書並びに利益処分決定権限をお与えただけでも、全く同じ結果になるのではないでございましょうか。それはアメリカあたりにおいても行なわれておるのでございまして、したがって、そういう点を考えますならば、私は、こういうような形式的な、しかも無意味と考えられるような總會をもしも廃止いたしました、それらの總會における問題点を、取締役の責任において、取締役會においてこれを確定させるということならば、それ自体はやはり同じような結果がもたらされる。總會においていろいろの手續をとったという点自体がむしろ無意味であると考えれば、そうせざるを得ないのではないか。これが今後の対策といたしますれば、そのようにもっていく、ただし、株主、對社会的な公表過程においての批判を受ける、また責任を負うという点においては、この問題は結果的には少しも変わりはない、そのように信じておるのでございます。

また、一方におきまして、企業のモラルを問われるような、いろいろ新聞紙上などをにぎわしております行き過ぎの問題がある、これは私は、經団連の立場におきまして、はなはだ遺憾といわざるを得ないのでございます。すなわち、從來は、そういうことでも世の中のそれが経済至上主義である場合におきましては、問題がなかったというふうなことも、あるいは過去においてあったかも知れません。しかし、現時点におきましては、経済政策あるいはいわゆる国民の感情というものも変わってまいりました。つまり、企業のあり方について、社会的責任を強く追及されておる時代でございます。公害問題、また企業の姿勢そのものについても、こういう問題が出ておるのでございます。かかる場合におきましては、やはり企業自体は企業の使命というものをよく考えられて、行き過ぎにならないように、それは、末端のほんとうに仕事に当たる人たちは、自分の仕事としてそれをやりました、やはりその影響というものは社会的に大きい、また企業自体も責任を負わなければならぬ問題にもからまっておりますので、それはほんとうに企業のトップから下部に至るまで、そういうようなことを反省する問題が多々ある、これだけは私は考えてよろしいのではないかと存じます。

したがって、かかる問題があるということは、その企業の姿勢の問題でございます。ただ、それが違法であるか、あるいは経理がどうであつてもよいかということとは何のつながりも持たないと思存します。やはりこういうようなことがあるならば、企業は姿勢を直すと同時に、またその基本をなします経理の合理化あるいは正確性というものをさらに一段と強調することによりまして、こういう問題もおのずからチェックされる、いろいろの角度から考えられる問題が出てくるのであらうと存じます。失礼なことでございますが、こういうような問題をかかえておればこそ、一そう会社の姿勢を正しくする意味におきまして、まず財務諸表の正確化あるいはまた業務の監督というものを、定款あるいは諸法律違反のないように、監査役制度あるいは公認会計士制度を導入いたしまして、これを正していくということは、むしろさらに積極的に必要であらう、こういうようなことで、その点でこの問題についても経団連あげて賛意を表しておる次第でございます。これをぜひお取り組み、御理解ある御判断をお願いしたいと思います。

○沖本委員 同じ問題で北野先生にお伺いしたいわけですが、この株式会社法の監査制度に関する法務省からの新旧対照表というのが出まして、この中から取締役解任のための株主總會請求権、それから取締役招集権あるいは取締役の定期報告義務あるいは責任限定の改正、こういうような内容のもの一連のものが削除されたわけなんです。法務大臣は、監査にあたっては監査役は總會に出て意見を述べることができ、あるいは意見に従わなければ裁判所の裁定を求めることもできる、こういうふうな法務大臣の御答弁があつたわけなんです。ところが、こういうふうな内容を考えますと、むしろその権限がなくなつてしまつて逆の方向に行つていくという意見を述べたわけなんですけれども、いま私が申し上げた点と、先ほど金子参考人に御質問した点と、両方合わせてお答え願いたいと思つたのです。

○北野参考人 お答えします。

非常に重要な問題でありまして、特にあとのほうの問題は商法プロパーの問題でありまして、私

の専門外にもなりますが、おっしゃるような問題がやはりあるのではないかと気がいたしますが、結論的な意見は差し控えていただきます。

なお、前のほうの問題でありますけれども、大企業が売り惜しみをしておるとかあるいは買い占めをしておるといふことでありまして、企業のモラ

も、全く同感でありまして、だからこそ先ほどから主張しておりますような現在における企業のあるり方、企業の社会的な公的な責任というものをどのように商法で受けとめるかという観点に立つた、抜本的な改正こそ必要でありまして、このような小手先のような改正——税法にもこういう改正がしょっちゅうありますが、私なんか、日本の大蔵省にはその意味で税法を法と考えていないのではないかと、レヒツザツツと考えていないのではないかと、レヒツザツツと笑いながら言っているくらい改正が激しく行なわれておりまして、つまり税法というのを單なる行政の手引であるという発想しか日本の大蔵省にはないのではないかと、客観的にはですね。ずっと研究しておりますと、そうたびたび改正する必要がある場合においても

改正を行なっている。慎重にやれば五年か十年に一回くらいで十分である規定がしょっちゅう変わっている。税率であるとか、基礎控除を上げるとかの改正は盛んに改正してほしいと思いますけれども、そうでなくて、税制の仕組みに関する改正がしょっちゅう行なわれております。同じようなことが商法にも言えるのではないかと思います。私は、今日税法は単なる徴税の法ではない、そうあつてはいけないというふうに言っております。税法というのは徴税権力に対抗する納税者の権利立法、人権規範という観点からつかまえるべきである、労働法と同じような社会法的思想を税法に織り込むべきであるということを書いておりますが、同じことが商法について言えるのであります、今日商法を単に企業の法であるとか、あるいは営利追求の法ととらえるのではなくて、や

はり一般の大衆、企業をめぐる一般の利害關係者、そういう膨大な大衆を保護する法として考える必要があるのではないか、そういう観点での思想転換が必要なのではないかと思ひますけれども、そういう意味で沖本先生のおっしゃったような趣旨に従つて商法を抜本的に考える、そういう方向には全く賛成であります。

○沖本委員　もう時間がないわけですからけれども、あと一つだけ川北さんにお伺いいたしますが、先ほど国際的な問題のお答えがあったわけですからけれども、自由化の問題とかいろいろな点から外国の資本が日本へどんどん入ってきますし、これから日本の経済の発展に伴って海外へどんどん出ていくわけですし、先ほど北野先生のお話にもありました親会社、子会社的な関連、いろいろな問題が出てくるわけですから、それでより以上に国際的な会計監査的なことが問題になる、こう考えるわけですから、そこで、先ほど国際的な内容を持つ会計監査という御意見が出たと思うのですが、それじゃ一体外国の会計監査制度というようなものはどういうものなんでしょうか。その点についてお答え願いたいと思います。

○川北参考人 お答えいたします。

外国の監査制度全般を御説明する余裕はないのですが、私どもも外国の監査とどういうぐあいにからみ合いかといいますと、たとえば日本が外国に投資する場合、当然相手国にある企業を調べなければならぬわけでございます。今度は日本にある企業、これはたとえばアメリカで上場いたしますと、例の東芝のようなああいう監査が行なわれるわけでございまして、相互に自国の会計士が、その自分の国に存在する会社を監査をするのみならず、外国にまで手を伸ばしますと、世界的に非常に監査の關係が交錯してまいります。将来はあるいは制度的にどうなるかわかりませんが、一つの予測としてのおのおの所在地にある企業を所在地の会計士が監査をして、お互いにその監査結果を信用し合うというような国際的な相互主義があるいはできるかもしれません。これは将来

のことでございますので、いかようにもいろいろな予測ができるわけですが、そうした場合にお互いに監査制度というものが非常に高い次元で、程度の高いところでつり合っておりませんと、お互いに支障が起きるということとを私ども申し上げたいのでございます。またそのもとになるところの監査の対象になりますところの企業会計の基準もまた国際的にレベルが高い次元で整っていないければならないと思います。

そういうことで、現在五年に一回私どもは国際会計士会議というものを持っておりまして、昨年の秋にはシドニーで行なわれましたが、その運営の母体になっておりますのが、会計業務国際調整委員会、ICCAPPというのがございまして、これが運営をやっております。またその中で国際会計基準委員会というようなものがございまして、会計業務に関連する会計基準の国際的な統一化をはかろう、これはIASBという委員会でございますが、この国際会計基準委員会でそういう国際的な会計基準を統一しようというお互いの話し合いがまま進みつつあります。日本からもこの委員会の委員をわが協会の中から送り込んでおましてこういう状態というのはどんどん進んでまいろうかと思うわけでございます。

先ほど継続性の原則が企業会計原則修正案からはずれたようなお話がありました、これがはずれておりますと私どもも重大な関心を持たなければならぬわけでございますが、企業会計原則修正案を讀んでみますと、いわゆる財務諸表に注記しなければならぬという手続的な規定が注解規定に移されただけであって、みだりに変更してはならないというこの前段の規定というものは全然変更をされていないわけでございます。こういう点で國際的に私どもも試験にさらされていくわけでございますけれども、どうか皆さまのあたたかい目で私どもの國際的な立場での今後の仕事に御支援をお願い申し上げたいと存じます。

○沖本委員　まだ聞きたいのですが、時間がありませんから、以上で終わります。

○中垣委員長　これにて参考人に対する質疑は終
わりました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を
お述べいただき、まことにありがとうございます。
委員会を代表いたしましてあつく御礼申し
上げます。

の際、暫時休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかつた」